福岡女学院大学短期大学部
2025年度 自己点検・評価報告書
（評価対象2025/04/01-2026/03/31）

目次

第１章　理念・目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２章　内部質保証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第３章　教育研究組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
第４章　教育課程・学習成果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
第５章　学生の受け入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
第６章　教員・教員組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
第７章　学生支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
第８章　教育研究等環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
第９章　社会連携・社会貢献　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
第10章　大学運営・財務(１)大学運営　・・・・・・・・・・・・・・・　26
第10章　大学運営・財務(２)財務　・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
	2025年度通年	2025年度通年	2026年度
第１章　理念・目的			
1.1.現状説明			
1.1.1.　短期大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学科及び専攻科の目的を適切に設定し、公表していること。			
評価の視点１：学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容	福岡女学院大学短期大学部部は、建学の精神を様々な伝統とともに受け継ぎ、福岡女学院大学短期大学部部学則第１章（目的）第１条に明確に述べている。また、福岡女学院は、建学初期より教育理念・目的を学院聖句という形で下記のように表している。「わたしはぶどうの木、あなたがたはその枝である。人がわたしにつながっており、わたしもその人につながっていれば、その人は豊かに実を結ぶ。わたしを離れては、あなたがたは何もできないからである。（ヨハネによる福音書15章５節） 福岡女学院大学短期大学部部は、この聖句をもとに、短期大学部部での理念・目的を下記ヴィジョンとして制定している。「本学は「つながり」を大切にします。信仰によって、イエス・キリストとつながり、愛によって、ともにつながり、希望をもって、社会へ、未来へと、つながっていきます。」	学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
評価の視点２：短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の関連性	福岡女学院大学短期大学部部英語科で設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容については、学則第２章学科第２条に定められており、いずれも建学の精神を受け継ぐものである。 福岡女学院大学短期大学部の理念・目的で示されている「信仰」「愛」「希望」に基づくつながりを実現させるために、「英語」を学び、その言語を通して社会に、そして世界に繋がる人材育成を目指している点において、双方は連関している。	短期大学部の理念・目的と学科の目的が連関していることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
1.1.2.短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。			
評価の視点１：学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示	短期大学部および英語科の人材育成、その他の教育研究にかかわる建学の精神、理念、および目的は学則に明示されている。	英語科の人材育成、その他の教育研究上の目的は適切に明示されていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
評価の視点２：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科・専攻科の目的等の周知及び公表	内容の公表についてであるが、新入生、教職員については「履修ガイド」の中に記載し、社会に対しては「大学案内」や短期大学部ホームページで公表している。建学の精神を支える学院聖句以外に毎年院長によって選ばれる年間聖句が、ギール記念講堂に掲示されている。刊行物としては、「履修ガイド」に短期大学部の学則の抜粋と学院聖句が記載されている。また、「CAMPUS LIFE」にも学院聖句が記載されている。学生は、新入生オリエンテーション時に、理念・目的について説明を受ける。さらに、本学の建学の精神を学ぶためにすべての学生が「Japanese Writing」で資料室を訪れ、本学の歴史に触れる機会を設けた。（2024年度）本学の建学の精神であるキリスト教主義教育については、宗教部が中心となり、理念・目的の浸透と教育を目指して活動を行っている。短期大学部のカリキュラムにおいては、１年次配当の必修科目「Bible A／B」でキリスト教教育を行い、毎日のチャペル礼拝を通じて、理念・目的の浸透を図った。チャペル礼拝は、学期中（試験期間を除く）は毎日行われ、出席者はパイプオルガンの前奏、後奏を聞き讃美歌を歌い、聖書の言葉にふれ、奨励を聞くことができる。礼拝は10時55分から11時15分までの20分間であり、この時間には授業は設置されていない。また、礼拝は、必修科目「Bible A／B」と連動しており、出席が点数化されている。特に４月、10月のキリスト教特別週間中には「ロングチャペル」を、そして12月には「クリスマス礼拝」を設け、建学の精神を確認し、参加者に伝えている。チャペルは、学生のみではなく、教職員も参加可能である。教職員は、チャペル礼拝以外に、修養会(教員対象；毎年秋／職員対象；毎年夏)において、理念・目的について考える機会をもつ。	短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
1.1.3.短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。			
評価の視点１：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定	「イエス・キリストにつながり、愛によってつながり、希望を持って、社会へ、未来へつながる」というヴィジョンのもと、「神を畏れ奉仕に生きる良き社会人としての女性の育成」を目標に、第１期中期計画(2016(H28)年～2021(R３)年度)を策定、現在は第２期中期計画（2022年度～2027年度）が進められている。第２期中期計画は、とくに教育の質の向上、学則定員数の確保と維持、それを支えるための教育設備と教員の教育・研究環境の改善、学生支援と教育成果としての進路の確保を重点的課題として捉え、その改善、向上を図ることを目的としている。それぞれの具体的な目標やプランに関しては、責任部署が規定されており、その部署における委員会等で議論され遂行されている点において、実現可能性は担保されている。また、その評価と検証方法が具体的に示されているため、その方法に基づいて得られた結果を用いて改善につなげている。 このように、中・長期計画の内容は、それぞれの項目に指定された部署が責任を持って、PDCAサイクルを回して運用している。	将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定が成されていることを確認し、点検した。なお、2025年度以降の学生受け入れ停止を見据えて、将来計画について従来案の継続では対応が難しいものについての点検を確認した。	将来計画に沿った管理・運営を着実に行うとともに、学生募集停止の伴う教育の質の低下や計画の中断・停止等が無いようにする。

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
	2025年度通年	2025年度通年	2026年度
第２章　内部質保証			
2.1.現状説明			
2.1.1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。			
評価の視点１：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示			
・内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方	内部質保証に関する基本的な考え方としては、本学が掲げる建学の精神を実現する為に、内部質保証に関する方針を定めている。また、福岡女学院大学・短期大学部内部質保証に関する内規の第３条に具体的任務を定め、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は福岡女学院大学運営会議（以下「運営会議」という）である。運営会議は学科、センター、各部局及び事務部等に内部質保証を推進するよう指示する。また、教育研究活動、教育課程、学修環境・学生支援の有効性について自己点検・評価を行う。その結果に基づき、運営会議にて改善が必要であれば、検討し、改善指示を学科及び各部局へ出し、改善・向上へとつなげる。本学は、学則に示している建学の精神を実現する為、内部質保証の基本的な考えとして、2020年度２月に「内部質保証に関する方針」を策定した。内部質保証に関する方針は短期大学部ホームページにて公開し、教職員も随時閲覧できるようになっている。なお、この件に関しては2021年度第１回連合教授会にて周知を行っている。2023年度には内部質保証に関する方針」を改定し、2023年度第３回連合教授会で周知を行った。この方針により、教職員が内部質保証に関しての認識を同一のものとし、2024年度は自己点検評価が行われている。2024年度10月に大学基準協会の認証評価を受審し適格の判断を得た。	内部質保証に関する基本的な考え方を確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係		内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係を確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（ＰＤＣＡサイクルの運用プロセスなど）	PDCAサイクルの運用プロセスについては、運営会議より毎年自己点検・評価報告書（内部質保証シート）の作成を指示し、学科、センター、各部局及び事務部等より提出された自己点検・評価報告書を自己点検評価委員会にて、報告内容が点検・評価・改善・向上の観点を抑えているかを点検し、その結果について自己点検評価委員会より、学長に報告する。その後、学長は結果を文章にまとめ、短期大学部ホームページにて公表する。改善が必要と認められるものについては、大学運営会議より該当の部署に改善を指示する。点検評価結果については、本学の事業計画に反映させることとなる。	教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針を確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。			
評価の視点１：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備	2022年度第５回自己点検・評価・FD委員会にて2023年度より運営会議を全学内部質保証推進組織とすることが承認され、実質的に広範な権限を有することとした。運営会議の審議事項は、「（１）大学の運営に関する重要な事項」、「（２）大学の教学に関する重要な事項」、「（３） 前第１号及び第２号の質保証に関する事項」、「（４）学長が協議の必要を認めた事項」である。また、「福岡女学院大学・短期大学部内部質保証に関する内規」も新たに制定し、運営会議を全学内部質保証推進組織と位置付けた。同様に各組織の点検評価活動をチェックする機能として、2023年度より自己点検評価委員会を立ち上げ、自己点検評価委員会が点検評価報告書を学長へ報告することとした。自己点検評価委員会の審議事項は、「本学における内部質保証の状況の点検・評価に関すること」、「自己点検・評価結果のとりまとめに関すること」である。IR委員会は、学内外の教育研究及び業務運営等にかかる情報の収集、収集した情報の分析・評価、結果の学内への提供を行うことを目的としている。	全学内部質保証推進組織・学内体制の整備を確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
評価の視点２：全学内部質保証推進組織のメンバー構成	全学内部質保証推進組織である運営会議は「学長・副学長・学部長・大学院研究科長・各部長(宗教部・教務部・学生部)・大学事務部長」をもって構成され、委員長は学長である。	全学内部質保証推進組織のメンバー構成を確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。			
評価の視点１：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定	３方針の基本的な考え方としては、理念・目的に一致した学位授与方針を策定し、学位授与方針を達成するための教育課程の編成・実施方針を策定する。そして、これら両方針に一致する志願者を得るために学生の受け入れ方針を置くという基本的な考え方が設定されている。３方針の策定・見直し等にあたっては、以下の通りの手順である。 初めに学科会議で検討され、学部審議会、学部教授会にて報告される。全学内部質保証推進組織である運営会議では、自己点検評価報告書に３方針について記載されている箇所について改善が必要かの確認を行う。	学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2025年度通年	2025年度通年	2026年度
	評価の視点２：全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育のＰＤＣＡサイクルを機能させる取り組み	計画としては、「第２期中期計画」に沿い、また、点検評価結果を踏まえ、「事業計画」を策定する。実行は、事業計画に沿って行い、点検・評価については、毎年、点検評価報告書を作成することとなっており、自己点検評価委員会より改善すべき事項などを見出し、運営会議に報告し、「事業報告書」に反映させ、改善については、自己点検評価委員会より点検評価結果を全学内部質保証推進組織である運営会議に報告し、改善・向上の指示を行う事とする。 　点検・評価の取り組みの詳細については、運営会議より点検評価報告書を作成するように年間２回依頼し、９月末までに前期分と３月末までに前期分を加えた通年分を作成する。それを元に、点検評価報告書を完成させ、運営会議に提出し、自己点検評価委員会にて点検評価報告書の取りまとめを行い、その際に、十分でない箇所、齟齬などを確認し、執筆者に訂正を依頼する。確認作業については、学長が指名した者、大学３学部及び短期大学部より各１名ずつとなり、委員が客観的に短期大学部の点検評価報告書を確認することが出来る。その後、運営会議にて点検評価報告書について報告を行い、それに基づき、改善等を促すこととなる。	全学内部質保証推進組織による学科・専攻その他の組織における教育のＰＤＣＡサイクルを機能させる取り組みを確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
	評価の視点３：学科・専攻科その他の組織における点検・評価の定期的な実施	上述した通り、内部質保証の要のひとつである点検評価報告書であるが、本学では、毎年、大学基準協会の評価の視点を参考に、作成することとしている。	点検・評価の定期的な実施について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
	評価の視点４：学科・専攻科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施	上述した通り、自己点検・評価報告書を作成することにより、学科その他の組織における点検・評価の定期的な実施と、その結果に基づく改善・向上の計画的な実施が可能となっている。	改善・向上の計画的な実施について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
	評価の視点５：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応	指摘事項が行政機関、認証評価機関からあった場合には、学科会議で検討し、全学内部質保証推進組織である運営会議にて報告され、その後、各部署にて対応し、その改善結果を運営会議にて報告する仕組みとしている。	行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応について確認し、2024年度大学基準協会の現地調査を受検し、適合の認定を受けた。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
	評価の視点６：点検・評価における客観性、妥当性の確保	これまで学外からの意見聴聞により点検評価を行っていたが、短期大学部については、募集停止が決定しており、カリキュラム等に変更もないため、2024年度の大学認証評価の点検結果を最後に、外部による点検評価は行っていない。	外部による点検・評価は行っていないことを確認した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
	評価の視点７：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施	全学内部質保証組織である運営会議に自己点検評価報告書の作成を学科や各部署へ依頼する。その後、自己点検評価委員会を開催し、自己点検評価報告書をもとに内部質保証のプロセスが実行・計画されていることを点検し、問題があると判断した場合は、提出組織に修正を求め、学長は、それに基づき今後の計画について当該組織の長に指示し、改善をするよう求めることとなっている。	方針及び手続に従った内部質保証活動の実施について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。				
	評価の視点１：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表	本学は社会的責任を果たすため、短期大学部ホームページの「情報公開」へアクセスするとすべての情報をまとめてアクセスビリティの配慮に努めており、情報を適切に公表している。その中には、教育研究上の目的、教育方針、３方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針)、学則、シラバス、授業評価結果、学習成果に関する調査、自己点検・評価報告書、法人ホームページには財務情報等が含まれている。特に法人ホームページに掲載している福岡女学院ファクトブックについては本学に関する様々な指標の経年推移をグラフで可視化したデータサイトであり、説明責任を果たす一環となっている。	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
	評価の視点２：公表する情報の正確性、信頼性	公表する情報については、随時更新されている。また、公表内容は監査等に耐える正確性・信頼性のあるものである。	公表する情報の正確性、信頼性について確認し、点検た。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
	評価の視点３：公表する情報の適切な更新	情報公開の更新については、情報を保有している各部署が担当しており、適宜、滞りなく更新を行っている。	公表する情報の適切な更新について確認、し点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2025年度通年	2025年度通年	2026年度
2.1.5.内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。					
		評価の視点１：全学的なＰＤＣＡサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価	全学的な内部質保証システムの適切性、有効性については、「福岡女学院大学・短期大学部内部質保証に関する内規」に準じ、毎年点検評価を行うため、運営会議にて自己点検評価報告書の作成を指示し、作成する。その後、自己点検評価委員会にて自己点検評価報告書の内容が点検・評価・改善・向上の観点を抑えているかを点検し、その結果について学長に運営会議にて、報告することとなっており、自己点検・評価報告書は毎年作成し、短期大学部ホームページに公表することとなっている。 中・長期計画に定められた短期大学部英語科の教育の質保証という点など、それぞれの小さな項目についての点検・評価の取り組みは十分になされている。 短期大学部英語科の教育についての具体的なPDCAサイクルは以下の通りである。 ① Plan ・建学の精神の周知、教育目的・目標の設定・周知 ・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学習成果の設定 ・授業の設計、シラバスの作成 ・学年暦による短期大学部独自のプログラム年間スケジュールの設定 ② Do ・オリエンテーションの実施 ・授業の実施 ・短期大学部独自のプログラムの実施 ・学生生活全般の支援 ③ Check ・学生の卒業判定、TOEIC®スコアの確認 ・授業評価アンケートの実施 ・学習成果調査アンケートの実施 ・授業参観の報告書 ・非常勤講師懇談会の開催 ・プログラムに対する学生の報告書や発表の確認、アンケート確認 ・卒業年次生アンケートの実施 ④ Action ・カリキュラム検討会議 ・授業公開による報告書の作成 ・授業評価に対する学生へのフィードバック これらをさらに大きなPDCAサイクルに乗せて、全学的に点検・評価を行うために、この短期大学部全体の点検については、半期に一度行われている内部質保証シートにまとめられ、全学的なPDCAサイクルで確認されている。	全学的なＰＤＣＡサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
		評価の視点２：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用	資料及び情報については、点検・評価の際に、諸会議や各種アンケート結果などを根拠資料として用い、適切であると考える。	点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
		評価の視点３：点検・評価結果に基づく改善・向上	点検・評価の結果、改善、向上が必要であると認められた場合は、関係部署において審議し、改善の取り組みを行う。	点検・評価結果に基づく改善・向上について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2025年度通年	2025年度通年	2026年度
第３章　教育研究組織					
3.1.現状説明					
3.1.1.短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。					
		評価の視点１：短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性	建学の精神、理念・目的を実現するために、英語科を設置している。その他の教育研究組織として、併設大学と共有する「情報教育センター」「キャリアセンター」を有するほか、2022年度に「国際交流委員会」「生涯学習センター」「地域貢献センター」を統合した「地域・国際交流センター」を設置している。「キャリアセンター」は、学生のキャリア形成の支援や研究、産学官等の学外関係機関との連携推進に貢献することを目的としている。「地域・国際交流センター」では、当該大学のさまざまな取り組みと地域・社会をつなぐことを目的に、学生に対しては主体性の伸長を促し、地域・社会に対しては当該短期大学部の教育研究成果を広く還元している。	短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性を確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
			【情報教育センター】 情報センターは本学の情報処理教育推進の主幹部署として、学内ネットワークを中心とした情報教育・研究システムの構築や運用管理、情報化を継続的に推進している。具体的には、学内ネットワーク環境やメール環境の提供、LMS（学習管理システム：Learning Management System）をはじめとした教育支援・授業支援を実施、学生・教職員全体にサポート業務を行っており、短期大学部全体の教育の理念・目的と適合する。	短期大学の理念・目的と情報教育センターの適合性は満たされていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
			【臨床心理センター】 臨床心理センターの目的は福岡女学院大学臨床心理センター規程に明文化されており、短期大学の「文化や社会、人と人とのつながりの中で他者を思いやり、理解できる国際人を目指す」という理念・目的とも適合性を有する組織である。	短期大学の理念・目的と臨床心理センターの適合性は満たされていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
			【キャリアセンター】 良き社会人を助成するためという本学創立の精神に基づいてキャリアセンター業務を行っているため短期大学部の理念・目的と適合性を有する組織である。 また、「～教育課程の実施及び厚生補導を通じて培い、適切な進路就職選択ができるよう～」などのキャリアセンター規程の目的に沿って課外活動を見直し、キャリア開講科目を中心とした正課でのキャリア教育、及び、学年に応じた進路就職支援等、組織規模に見合う活動を行った。	規定に沿って福岡女学院創立の精神に則り、キャリア開講科目として、単位を認定している一般社団法人九州インターンシップ推進協議会を通じたインターンシップを、夏季休暇の期間に実施したことを確認し、点検した。短期大学部の学生の参加はなかった。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
			【地域・国際交流センター】 ・大学学則に規定する「神を畏れ奉仕に生きるよき社会人としての女性を育成する（抜粋）」に基づき、「地域社会や学外機関との連携活動並びに国際交流活動を推進する」組織として「地域・国際交流センター」が2021年度に設置された。以来、自治体や企業との包括連携協定に基づく連携活動や、学生ボランティアの派遣、市民講座等の実施、留学生の派遣、受け入れに関わる業務を行い、短期大学部の「文化や社会、人と人とのつながりの中で他者を思いやり、理解できる国際人を目指す」という理念・目的とも適合性を有する組織である。	短期大学部の理念・目的と地域・国際交流センターの適合性は満たされていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		評価の視点2：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成	情報教育センターは、時代の要請に合わせた情報教育の質の確保、向上のための取り組みのひとつとして、「情報リテラシー ハンドブック」を毎年発刊している。これは短期大学部の学内ネットワークやメール、LMS（学習管理システム）、情報フロア（PCルーム・CALL教室など）の利用その他説明を含み、学生が大学生活において情報を適切に用いて研究する際の基本的な資料として提供している。本学は語学系の学科であるため、特に情報教育センター所管のPCルームまたはCALL教室には、時代に応じたLMSシステムが導入されており、教員が円滑に語学系授業、また、TOEIC®IPオンラインテスト等のオンラインを利用した教育が実施できるよう補助している。 キャリアセンターは短期大学部全体の方針に則った対面活動・学生支援はもとより、ウェブを活用した特別対応学生へのオンライン授業の提供、学内外とのオンライン会議の実施、対面・オンラインを学生自ら選択して受けることができる進路相談、就職活動支援、オンライン・オンデマンドプログラムの提供なども提供している。 地域・国際交流センターは、短期大学部ならびに併設大学の国際交流活動や地域との連携活動ならびに市民講座などの生涯学習事業の活動に取り組んできた。特に地域連携の取り組みとしては、地域が求めるボランティア活動等の情報を全学生に配信し、学生が主体的に様々な活動に参加できる環境を提供している。	各センターは、社会の要請に合わせて、地域等と連携して学生を支援する役割を果たしており、適切に機能していることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
	2025年度通年	2025年度通年	2026年度
3.1.2教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。			
評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価	情報教育に関わる教育研究組織の定期的な点検・評価については、２つの組織、情報教育運営委員会及び部会が行っている。情報教育センター運営委員会は、センター長、各学部より選出された運営委員、メディア情報課長及びメディア情報課職員から構成されている。また、その下部組織である合同部会の構成員は、センター長、メディア情報課職員で構成されている。合同部会は、主にメディア情報課を中心として随時行われ、学内ネットワークの運用状況や、整備、問題点の解決に向けた作業などの実質的な審議、報告を行っている。必要に応じて開催される情報教育センター運営委員会は、合同部会で検討された内容の審議を行い、運営委員を通して、情報の共有を行う。以上のように運営委員会において検討・議論を通して決定された事項は、学部の運営委員により必要に応じて、学科会議にて報告するとともに、連合教授会においては、審議、報告され、改善・向上に向けての取り組みが定期的に行われている。 キャリアに関わる組織の定期的な点検・評価については、キャリアセンターの運営組織としてキャリアセンター運営委員会が設置され、精査されている。キャリアセンター運営委員会は、センター長、短期大学部の教員と併設大学各学部より選出された運営委員、学生課長、教務課長、キャリアセンター事務室長（必要に応じてキャリアセンター事務室職員が陪席）から構成される。定例年２回の他、必要に応じて開催しているキャリアセンター運営委員会では、キャリア形成支援や進路就職支援に関わる方針、施策、結果などを共有、審議する他、インターンシップ等キャリア科目の開講計画などについて、意見交換や議論を通して評価・点検をおこない、改善、向上に向けての取り組みを定期的におこなっている。 地域貢献・国際交流に関わる教育研究組織の定期的な点検・評価については、２つの組織、地域・国際交流センター運営委員会及び、部会が行っている。 地域・国際貢献に関わる組織の定期的な点検・評価として、地域・国際交流センターでは、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価する体制として、定期的に開催する地域・国際交流センター運営委員会での報告・審議があげられる。運営委員は、地域・国際交流センター長ならびに同副センター長、短期大学部の教員と併設大学各学部の教員、センター事務室長と同副課長で構成されており、全学的な視点から点検・評価を可能にしている。	適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価が行われていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	上記でも述べているように、それぞれのセンターで開催される運営会議において、点検、評価を行い、それに基づく改善・向上を目指している。	改善事項について検討を継続していることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
第４章　教育課程・学習成果			
4.1.現状説明			
4.1.1.　授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。			
評価の視点１：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表	教育の目的の達成に向けて、英語学科の学位授与方針を定めている。具体的には、「イエス・キリストを通して、神を畏れ、すべての人を愛し、奉仕する態度およびキリスト教に関する知識を獲得している」こと、「社会に貢献できる人材として必要となる技術や知識、教養を身に付けている」こと、「英語を適切に用いて、コミュニケーションをとるために必要な技能と知識を獲得している」こと等の６項目を明示している。この方針は、ホームページや「履修ガイド」で公表している。	学科の学位授与方針を適切に定め、教職員、学生及び社会に広く周知し、公表していると判断できることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
	2025年度通年	2025年度通年	2026年度
4.1.2.授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。			
評価の視点１：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表			
・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等	教育課程の体系や教育内容については、教育課程の編成・実施方針（教育課程の編成・実施方針）を設定している。また教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等については、短期大学部ホームページや「履修ガイド」で公表している。本学の学位授与の方針の大きな柱は、キリスト教教育、英語圏文化・文学・言語学などの専門教育、キャリア教育、教養教育、英語スキル教育であり、それぞれについて技能、知識、態度をバランスよく習得できるように教育課程が構成されている。それらは、科目履修系統図に図式化され、確認することができる。	教育課程の体系、教育内容と教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
評価の視点２：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との関連性については、例えば、本学の学位授与方針の６つの項目に関連した科目群が、教育課程の編成・実施方針において設定されており、適切に関連していることがわかる。2023年度は、科目群が学位授与方針に直結するよう６つに変更が加えられ、より学生にわかりやすい形態へと変更されている。2025年度についても変更はない。	教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。			
評価の視点１：各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置			
・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性	本学では、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針が編成され、それに基づいて教育課程が編成されており、「履修ガイド」において明示している。2024年度より、2023年度カリキュラムをベースにハイブリッドコースを開設し、授業回数15回すべてをオンデマンドで行う科目を新たに設置した。ハイブリッドコースの設置に伴い、これまでの3コースを「キャンパス・ラーニング」コースと「ハイブリッド・コース」の２コースに変更した。それに伴い、これまでコース名として使用してきた「イマージョン」、「アカデミック」、「キャリア」をトラック名として残している。総単位数についての変更点はない。コース選択必修科目については、コースの枠組みが変更されたことにより、大きくは、対面による3トラックの選択必修科目を修得するのか、オンデマンドによる3トラックの選択必修科目を修得するのかという、修得「手段」の変更による位置づけの変更は生じているが、教育内容についての選択には大きな変更はない。	教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮	教育課程は、英語運用能力を伸ばし、コミュニケーションの手段として英語を習得させることを目的とし、１年生後期からは、学生の興味・関心に沿ったコースを選択することにより、学生個人の将来へと繋がる知識、態度、技能が修得できるよう編成されている。 教育課程における各科目の順次性と体系性を具体的に示すための方策について、教務部委員会で協議を重ね、科目ナンバー、履修系統図の作成を決定した（2018年10月）。科目ナンバーでは科目の順次性を示し、履修系統図では科目の順次性、体系性、育成される力を示すように作成し、2019年度より導入している。さらに、教務部委員会において、すべての科目に「授業を通して修得できる力」として、４領域（「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」）を示し、さらに、そのカが、「主として修得できる力」であるか、「副次的に修得可能な力」であるのかについて、区分を行い明確化することを決定（2018年10月）し、科目ナンバー、履修系統図と同様に示している。	教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
・授業期間の適切な設定	本学は、２学期制を採用しており、それぞれ15回の授業回数を確保し、授業最終日後の1週間を試験日と定め試験を実施している。また、台風や大雪で授業を実施するのが困難な日が発生することを踏まえて、学期ごとにそれぞれ予備日を２日ずつ設定し、緊急時にはそこで授業が行えるように備えている。以上のように、授業期間は単位修得に必要な時間が確保できるよう適切に設定されている。	授業期間の適切な設定について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
・単位制度の趣旨に沿った単位の設定	本学では、単位制度の趣旨に沿って、１単位の授業科目は、45時間の学習を必要とする内容をもって構成しており、講義、演習科目は30時間または15時間の授業を１単位、実技については、45時間または30時間の授業を１単位としている。なお、シラバスの事前・事後学習欄に具体的に必要な学習時間を授業形態に応じて明記することによって、単位の実質化を図っている。	単位制度の趣旨に沿った単位の設定について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
・個々の授業科目の内容及び方法	個々の授業科目の内容及び方法については、シラバスを作成して示している。シラバスは、関係者がいつでも参照できるようにインターネット上で公表している。	個々の授業科目の内容及び方法について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
・授業科目の位置づけ（必修、選択等）	授業科目の位置づけとしては、必修科目（選択必修科目を含む）と選択科目の単位数を比較的バランスよく配置している。	授業科目の位置づけ（必修、選択等）について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2025年度通年	2025年度通年	2026年度
		・短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）	初年次教育・高大接続への配慮として、本学は英語スキル区分のクラスは習熟度別とし、１クラス20名以下の少人数クラスによる演習形式で実施している。英語区分、および英語スキル区分の科目においては、英語の４技能（話す・聞く・読む・書く）の基礎力を身につけ、向上することを目標としている。 日本語に関わる初年次教育は「Japanese Writing」（創造表現）の授業で行い情報の扱い方や思考力を鍛えている。また、英語の基礎力については「Practical English Skills A・B」にて養い、それらのクラス担当がアドバイザーとなる。また「Japanese Writing」の授業では、短期大学部での学びに必要な図書館、研究倫理についても学ぶと同時に、キャリアプランの作成を通して、学生生活、社会生活、自己のキャリア、自己の将来を見つめる役割も担っている。	短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		評価の視点２：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	本学の教養科目は、2023年度入学生より、「教養」および大学提供科目が相当する。大学提供科目とは大学の教養教育である基盤教育科目群より提供された一部の科目である。本学の専門教育に関しては、2023年度入学生より選択必修科目群が該当する。選択必修科目の教育内容であるが、イマージョントラックでは、オールイングリッシュの環境で授業が行われ、高度な英語力と思考力を育成する専門科目が提供されている。アカデミックトラックでは、大学編入を視野に入れ、英語学、英米文学、音声学等の専門科目を中心に学ぶ科目が提供されている。最後にキャリアトラックでは、将来の自分のキャリアに合わせた英語を学ぶと同時に、観光・医療・経済に関する基礎的な知識を学ぶことができる科目が提供されている。2024年度は2023年度入学生のカリキュラムと同様に、大学の基盤教育科目が履修できるようになったため教養科目の配置が多いように見えるが、卒業要件として上限を10単位としており、また、時間割上で修得できる科目数は制限されているため、実際に学生が修得できる単位数は適切に調整されている。	学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。				
		評価の視点１：各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置	学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成する教育として、必修科目群に「The Manners of the Ogasawara School」を設置している。単位を修得した学生には、福岡女学院大学短期大学部英語科の学生用に「花英伝」の免状が発行されている。また、キャリア選択科目として航空業界を目指す学生のために「Airline Seminar Ⅰ」「Airline Seminar Ⅱ」を、 医療業界を目指す学生のために「Medical Administration Ⅰ」「Medical Administration Ⅱ」を設置している。旅行業界を目指す学生のために、「Introduction to TourismⅠ」「Introduction to TourismⅡ」を設置している。 「小笠原流礼法」は必修実技科目であり、礼儀作法の神髄を理解し自然で美しいふるまいを身につけることを通じて社会人としてのマナーを身につける。「エアライン講座Ⅰ」「エアライン講座Ⅱ」では就職に必要な知識や心構え等を養成する。「医療事務Ⅰ」「医療事務Ⅱ」では医療事務の資格の取得を目指すとともに、医療事務スタッフに求められる知識とスキル、接遇のマナーを習得する。その他のキャリア教育選択科目では、それぞれのキャリアを見据えた実践的技能（特にコンピュータ関連の技能）と知識の習得を目標としている。「インターンシップ」では就業体験を通して、主体的に職業選択をする能力や、高い職業意識を養うことを目標としている。2022年度までは、「旅程管理Ⅰ」、「旅程管理Ⅱ」、および「旅程管理実務研修」が選択科目およびコース選択科目として設置されていたが、2023年度以降は、長崎外国語大学との連携協定により資格認定を福岡女学院から長崎外国語大学に移した。本学においては、資格取得に必要な基礎知識を、「Introduction to Tourism Ⅰ」「Introduction to TourismⅡ」で提供し、さらに資格認定機関との連携により指定研修を受講することができる。その後の実務研修においては、長崎外国語大学で受講することで、旅程管理主任者の資格を取得することができる体制を構築している。その他、授業と連携した本学におけるキャリア教育への取り組みについては以下のとおりである。 １）日本航空（JAL）との連携 １．OG講話会 ２．空港研修 ３．インターンシップ研修 ２）福岡中小企業経営者協会との連携 （インターンシップ推進） 　以上のように、企業と連携して講演会や見学会、インターンシップを行うことにより、座学で学んだ内容を実際の現場で見て、体験することで、より具体的に自らのキャリアについて考える機会を提供するものとなっている。	授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置について確認し、点検した。	過年度生に必要な教育を施していく。
		・単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）	履修登録単位数の上限については、学生の履修状況を精査しながら、年間単位数の目安を教員が指導している。	単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）について確認し、点検した。	過年度生に必要な教育を施していく。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2025年度通年	2025年度通年	2026年度
	・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）	シラバスについては、授業のテーマ及び到達目標、授業概要、授業計画、文献(教科書)、文献(参考書・参考資料・その他)、成績評価、事前・事後学習、科目担当教員の実務経験の有無、留意事項(ICT、課題等のフィードバック方法、オフィスアワーの時間、学生への連絡手段等、学生に公開可能な情報)を掲載している。特に、それぞれの科目の教育目標及び到達目標については、担当教員により目標が異なることが無いよう学科で決定し、明確に示されている。授業内容についてはそれぞれの担当教員が、共通の教育目標と到達目標に沿って授業ごとのスケジュールを組み立てて明示しており、それぞれの授業内容に応じた事前、事後学習の内容及び具体的な時間も示している。また、時間ごとの授業内容についてスケジュールを明記することを義務付けている。成績評価の方法・基準については、授業への貢献度、取り組み、発表、レポート、試験などを細分化して、それぞれの評価の割合を明確に示し、客観性を担保して評価している。授業で使用する教科書・参考書についての情報も明示している。	シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）について確認し、点検した。	過年度生に必要な教育を施していく。
	・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知	各授業は、シラバスの内容に基づいて実施されている。その旨、第1回の授業で周知されている。シラバスに変更が生じる場合、軽微な変更であれば、その都度、各科目担当者が学生に周知することによって、授業内容とシラバスの整合性を確保している。	授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知について確認し、点検した。	過年度生に必要な教育を施していく。
	・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）	演習形式の英語科目を多く開講し、学生の主体的、対話的な参加を要するコミュニカティブな授業を徹底している。学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、以下のとおりである。 必修科目においては、「Bible A」、「Bible B」を除き、クラスを習熟度に分けて複数の教員が担当することで、受講者数を１クラス15名程度に抑えている。必修科目の英語区分においては習熟度別にクラスが分けられている。 選択科目、選択必修科目においても演習形式の科目を開講している。演習形式の科目では、発表、グループワーク、プレゼンテーション、ディスカッション等を通して学生の主体的な学びを促している。	学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）について確認し、点検した。	過年度生に必要な教育を施していく。
	・学習の進捗と学生の理解度の確認	各授業の学生の理解度については、科目担当者によって、課題のレスポンスや小テスト等により確認している。また、アドバイザーとの面談等で学生の学習状況を確認している。 学科においては、学年ごとの学生の英語の習熟度を測るために、１年次の入学次、１年次の前期の終わり、２年次の12月に英語伸長度測定試験（TOEIC®IPテスト）を実施している。また、学習成果のアセスメントとして、年度末に、一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会に依頼してスコアによる分析を行い、学科で検討している。	学習の進捗と学生の理解度の確認について確認し、点検した。	過年度生に必要な措置を施していく。
	・授業形態に配慮した１授業あたりの学生数（専門職短期大学及び専門職学科にあっては１授業あたり40 名以下）	必修科目については、「Bible A/B」（講義形式）を除いてすべての科目において１クラス20名程度に抑えている。さらに、演習形式の授業においては、学生の英語力の差を考慮して、１クラスの人数は15名程度になるように複数のクラスを設けている。	授業形態に配慮した１授業あたりの学生数が適切であることを確認し、点検した。	過年度生に必要な措置を施していく。
	・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導	授業の履修指導に関しては、１年次は入学式後の４月と７月の後半に、２年次は３月に履修オリエンテーションを実施している。履修オリエンテーションの中で、履修上の注意、時間割の作成指導、履修登録期間等について学生に周知している。また、１年次、２年次ともにクラスアドバイザーも学生のサポートとして、履修指導を行っている。	授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導について確認し、点検した。	過年度生に必要な措置を施していく。
	・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示	それぞれの授業に関する学習課題については、シラバスに記載されている通り、事前・事後学習において定められた時間分の課題が与えられている。さらに、本学の特徴である授業外学習・プログラム １．（朗読／スピーチ／エッセイ・コンテスト） ２．（イングリッシュ・ラウンジでの英語活動） ３．（基礎学力の低い学生および高い学生への学習支援） ４．（編入指導） については、柔軟に適切にフィードバックを行っている。	授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示について確認し、点検した。	過年度生に必要な措置を施していく。

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)	
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分	
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	
	2025年度通年	2025年度通年	2026年度	
・各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）	【短期大学部】 全学内部質保証については、短期大学部は短期大学基準協会の項目に従って内部質保証シートを半期に一度、短期大学部の教員が作成し、学科の教育の実施において学科会議で振り返りを行う。さらに、全学的には、2022年度は全学内部質保証推進組織となる自己点検・評価・FD委員会で、2023年度には運営会議と連携し、教育課程の検証と改善の検討を行っている。この全学的な組織との連携によって、短期大学部内のそれぞれの分野における委員会メンバーによる点検・評価のみならず、全学的な組織の委員長や各センター長が確認を行い、さらには、他学部の学部長による点検が行われるなど、短期大学部の教育の実施においては、全学的な点検・評価の枠組みが保証されている。	各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する	
	【教務部】 教育の実施内容・状況の把握等については、全学内部質保証推進組織である大学運営会議に報告を行っている。	点検の結果、教育の実施内容・状況の把握等については、全学内部質保証推進組織である大学運営会議報告が行われていることを確認した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する	
4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。				
評価の視点１：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置				
・単位制度の趣旨に基づく単位認定	単位制度の趣旨に基づいて、１単位の授業科目は、45時間の学習を必要とする内容をもって構成しており、講義、演習科目は30時間または15時間の授業を１単位、実験、実習、実技科目については、45時間または30時間の授業を１単位としている。単位の実質化を図るために、シラバスの事前・事後学習欄に具体的に必要な学習時間を授業形態に応じて明記している。	単位制度の趣旨に基づく単位認定について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。	
・既修得単位等の適切な認定（専門職短期大学及び専門職学科にあっては、実践的な能力を修得している者に対する単位の適切な認定を含む）	既修得単位等の認定については、以下のように行っている。 海外留学による単位認定については、本学の留学制度である「認定留学」に参加した学生については、4単位を認定している。手続きとしては、学部教務部委員会、教授会の承認を得て、適切な単位の認定を行っている。 また、外部外国語試験の結果でも単位認定を行っている。TOEIC Listening & Reading（IPを含む）のスコア600以上で「TOEIC(R) Listening & Reading Intermediate (VOD)」（2単位）をスコア750以上で「TOEIC(R) Listening & Reading Advanced (VOD)」（2単位）を認定している。	既修得単位等の適切な認定について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。	
・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置	成績評価については、「履修ガイド」「シラバス」に評価基準を掲載している。成績評価の客観性、厳格性を担保するため、GPA制度を導入し、その評価基準を以下のとおり客観的に示している。また、各科目の成績評価においては、可能な限り複数の評価項目を設け、その評価基準をシラバスに明示して、総合的な成績評価を実施している。なお、授業の出席回数が出席すべき回数の３分の２に満たない場合は、「F(不合格)」評価、出席回数以外の理由による不合格は「D」評価とする統一基準を設け、厳格な単位認定を行っている。具体的な評価項目については、毎年、教務部委員会で検討し、必要に応じて変更を行っている。	成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置を取っていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。	
・短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示	卒業要件については、「履修ガイド」にすべての科目の単位数を掲載するとともに、卒業に必要な単位数を明示している。	短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。	
・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり	成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールは、学則及び履修規程において設定されている。当該ルールは、「履修ガイド」に記載して周知している。全学内部質保証については、運営会議と連携し、教育課程の検証と改善の検討を行っている。	成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わりについて確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。	
評価の視点２：学位授与を適切に行うための措置	2年以上在学し、所定の単位数を修得した学生に対して、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士の学位を授与している。	2年以上在学し、所定の単位数を修得した学生に対して、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士の学位が授与されていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。	
・学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置	卒業認定(短期大学士の学位授与)の客観性及び厳格性を担保するため、まず、学科会議とは独立した学部教務部委員会において、修得単位数、在学年数等を確認しながら卒業判定を実施している。学科会議において判定し、その後、最終的には学部教授会において判定している。	学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。	
・学位授与に係る責任体制及び手続の明示	２年以上在学し、所定の単位数を修得した者については教授会の議を経て、学長が卒業を認定することは、学則において規定し、「履修ガイド」に記載して公表している。卒業認定の手続きについては、学則において、学部教務部委員会、学部教授会での審議事項として明確に規定されている。	学位授与に係る責任体制及び手続の明示について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。	

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
	2025年度通年	2025年度通年	2026年度
・適切な学位授与	２年以上在学し、所定の単位数を修得した学生に対して、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士の学位を授与している。	適切な学位授与について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり	学位授与に関わる全学的なルールは、学則において設定されている。学則では、学科の卒業要件を明示している。卒業要件は、「履修ガイド」に記載して周知している。全学内部質保証については、運営会議と連携し、教育課程の検証と改善の検討を行っている。	学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わりについて確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
4.1.6.学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。			
評価の視点１：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得を適切に把握できるもの。）	2019年度より継続して「学習成果に関する調査」（間接調査）を実施している。近年は学生アンケートに加え、卒業生および企業対象の調査も行い、その結果は全学内部質保証推進組織である運営会議において報告・共有されている。調査結果については学科にフィードバックし、教育課程や授業改善の参考資料として活用している。	分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
評価の視点２：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 ≪学習成果の測定方法例≫ ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先、進学先への意見聴取		学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発について確認、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
評価の視点３：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり	企業、卒業生対象のアンケート結果については、全学内部質保証推進組織である運営会議で報告を行っている。	学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わりについて確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
4.1.7.教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。			
評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用	2019年度以降「学習成果に関する調査」を実施している。目的は、課程において必要とされる能力、学科が示している学位授与方針に明記されている能力の修得状況、学習時間を把握するためである。調査結果については、運営会議で報告した後、学科に周知した。学科は、この調査結果を授業改善につなげていく材料としている。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	教育課程の適切性を確保するため、定期的に授業アンケートや学修成果に関する調査を実施し、その結果をもとに教育内容・方法の点検と改善に取り組んでいる。2022年度から2023年度にかけて実施されたカリキュラム改定では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の学生への提示方法が検討され、学生が自身の学修成果と学位授与方針との関連性を明確に理解できるよう、科目区分との連動を図った。これは、調査結果において、多くの学生が学修成果を漠然としか捉えられていないことが明らかになったためである。具体的には、2023年度より、ディプロマ・ポリシーの内容を各科目の学修目標と関連づけて整理し、学生が自身の学びを可視化できるよう「ディプロマ・サプリメント」の導入を開始した。これにより、学修成果の振り返りと自律的な学びの促進を図っている。さらに、2025年度には前期の教育活動を振り返る機会を9月に設け、卒業年次生については後期の振り返りを2026年3月に実施した。これらの活動は、教育課程の継続的改善を図るPDCAサイクルの一環として位置づけられている。	点検・評価結果に基づく改善・向上について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
第５章　学生の受け入れ			
5.1.現状説明			
5.1.1.学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。			
評価の視点１：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、それらを踏まえた学生の受け入れ方針を制定し、短期大学部ホームページや「大学案内（Guide Book）」に明記し、本学での学びを希望する生徒・保護者・その関係者へ広く周知している。学科の特徴や入学に期待される学修能力を明記して学生の受け入れ方針を定め、学力水準や選考方法などを短期大学部ホームページ及び「入学試験要項」を通して明示し、広く情報を公開している。	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表について確認し、点検した。	該当なし。
・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像	2025年度から募集停止	2025年度から学生募集停止したため、点検・評価に該当しない。	該当なし。
・入学希望者に求める水準等の判定方法	2025年度から募集停止	2025年度から学生募集停止したため、点検・評価に該当しない。	該当なし。

				Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)	
				事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分	
				自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	
				2025年度通年	2025年度通年	2026年度	
5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。							
			評価の視点１：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定	2025年度から募集停止	2025年度から学生募集停止したため、点検・評価に該当しない。	該当なし。	
			評価の視点２：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供	2025年度から募集停止	2025年度から学生募集停止したため、点検・評価に該当しない。	該当なし。	
			評価の視点３：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備	2025年度から募集停止	2025年度から学生募集停止したため、点検・評価に該当しない。	該当なし。	
			評価の視点４：公正な入学者選抜の実施 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施	2025年度から募集停止	2025年度から学生募集停止したため、点検・評価に該当しない。	該当なし。	
			評価の視点５：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等 ）	2025年度から募集停止	2025年度から学生募集停止したため、点検・評価に該当しない。	該当なし。	
5.1.3.適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。							
			評価の視点１：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理	2025年度から募集停止	2025年度から学生募集停止したため、点検・評価に該当しない。	該当なし。	
			・入学定員に対する入学者数比率	2025年度から募集停止	2025年度から学生募集停止したため、点検・評価に該当しない。	該当なし。	
			・収容定員に対する在籍学生数比率	2025年度から募集停止 2025年度の収容定員に対する在籍学生数比率は41%である。	収容定員に対する在籍学生数比率について確認し、点検した。	該当なし。	
			・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応	収容定員に対し、在籍学生数は未充足の状況であるが、2025年度より学生募集停止を決定しているため、この項目は未着手である。	収容定員に対し在籍学生数が未充足であるが、2025年度からの学生募集停止が決定しているため対応は行わないことを確認し、点検した。	該当なし。	

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
	2025年度通年	2025年度通年	2026年度
5.1.4.　学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。			
評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	学生受け入れの適切性については、入学者数（定員）管理の観点では全学入試委員会（学長、副学長、大学を含めた学部長、学科長、事務部長、入試広報課長等で構成）に当該年度及び過去５年分のデータが提示され、データの分析結果が報告され体制を保持してきた。	学生募集停止を受け2025年度入試は実施しないこととなるため自己点検・評価に該当しない。	該当なし。
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	2021年度より入試広報委員会にて募集広報の戦略を立て実施しているが、定員充足が難しい状況が近年続いており、2024年４月入学生の受け入れをもって学生募集を停止することを決定した。 入学者選抜の方法として本学の入試制度が学習指導要領等からみて適切なものになっているかという観点では、全学入試委員会（学長、副学長、大学を含めた学部長、学科長、事務部長、入試広報課長等で構成）で検討しており、これまでは本学の学生の受け入れ方針が受験生に適切に伝わっているか、また、入試で測定する内容が学習指導要領及び文部科学省の方針に沿ったものになっているか審議し、必要があれば改善を行ってきた。新たな入試制度を導入し３年経過したが、結果が伴わず、入学定員の欠員を深刻な問題と捉えている。収容定員に基づいた在学学生数の管理上での問題については、これまでにも学科会議や運営会議等で様々な検証と対策がなされてきた。しかしながら、18歳人口の減少や４年制大学志向などから、今後も短大志願者の減少は加速することが考えられ、最終的に理事会において、2024年度入学生の受け入れを最後に、2025年度以降の学生募集停止を決定した。なお、学科での適切性の点検結果や大学を含めた全学レベルでの評価については、在学生が卒業するまで継続していく。	学生募集停止を受け2025年度入試は実施しないこととなるため自己点検・評価に該当しない。	該当なし。
第６章　教員・教員組織			
6.1.現状説明			
6.1.1.　短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科･専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。			
評価の視点１：短期大学として求める教員像の設定 ・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	求める教員像及び教員組織の編成方針は以下のとおりとしてきた。 （大学・短期大学部） 福岡女学院大学・福岡女学院大学短期大学部では、学則に定める理念・目的を達成するために「求める教員像」「教員組織の編成方針」を以下のように定める。 （求める教員像） ・本学の理念・目的・教育目標を十分に理解し、協力できる者 ・本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があり、その向上に努める者 ・教授、准教授、講師、助教、助手それぞれに必要な研究上の業績、実務家教員においては専攻分野に関する高度の実務上の能力を有し、継続的に積み上げる意思のある者 ・学生支援に対し進んで貢献する熱意があり、それを体現できる者 ・研究成果を社会に還元し、地域貢献に積極的に取り組む者 ・本学の運営に協力的・主体的な行動ができる者 ・本学の教育・研究・大学運営等あらゆる活動において、積極的に学生と関わり、職員と協働できる者 （教員組織の編成方針） ・「短期大学設置基準」等関連法令に基づくとともに、教育目標や学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの各種方針を実現するために、教育研究上の専門領域等のバランスを考慮し、必要な教員を配置する。 ・教員間で連携し組織的に教育・研究を行うために、教育課程や大学運営等において適切に教員の役割を分担する。 ・広く人材を求め、年齢・性別構成に配慮する。 ・教員の募集、任用、昇任等にあたっては、本学の諸規則および方針に基づき、公正かつ適切に行う。 ・組織的かつ多面的なＦＤ・ＳＤ活動を行って、絶えず教員の資質向上を図る。	短期大学として求める教員像の設定 ・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等を確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
	2025年度通年	2025年度通年	2026年度
評価の視点２：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示	短期大学部英語科の方針は、以下のとおりである。特に語学、文学、教育学に精通した教員がバランスよく配置されている。（短期大学部英語科） 専門分野、教員配置 教育課程との整合性を重視しつつ、学科の専門領域における優れた研究業績と深い英文学と英語学の素養を兼ね備えた教員を任用し、配置する。短期大学部英語科教員に求められるのは、英文学、米文学、英語学、英語教育といった各専門領域における確かな専門的知識であると同時に、これら諸領域にわたる広い学的関心と知識である。これは、建学の精神に基づく人格教育を基に、高い教養と実際的な専門知識を併せ持ち、神を畏れ、奉仕に生きる良き社会人を育成し、現代社会の要請に応え得る女性を育成するという短期大学部英語科の教育上の目標を達成するためである。 （教育課程や学科運営における教員の役割分担） 専門的研究領域と教育実績に基づいて教育課程の責務を分担する。また、専門知識及び学科運営の経験と実績に応じて学科運営の役割を分担する。 （教員構成） 教育研究や学部・学科運営における適切な教員の役割分担を可能にするため、広く人材を求める。また、同様の理由から、年齢・性別校正が偏ることのないよう配慮する。 （教員の資質向上） 教職員同僚との協働能力、学生との積極的な関わりの姿勢、学生の教育研究指導能力に重点を置いて教員の資質向上を図る。また、これらの能力、資質を向上させるためのものとしてFD・SD活動を位置づける。	評価の視点２：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。			
評価の視点１：短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの基幹教員・専任教員数	専任教員は5名、契約教員1名で構成されている。	短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの基幹教員・専任教員数について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
評価の視点２：適切な教員組織編制のための措置	適切な教員組織編成のための措置として、人事委員会が開かれ全学における人事構成について検討されている。	適切な教員組織編成のための措置が成されていることを確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性	主要授業科目の担当状況は、短期大学部の必修科目、選択必修科目において専任担当率が８割程度と高くなっており、また、英語のスキル科目（スピーキング）においては、外国人教員を100%配置している。以上の割合が示すように、文学や英語学、音声学といった英語の専門に即した科目には専任教員を配置し、スピーキングなどのスキルを求めるものには外国人を配置するなど、学位課程の目的のために教員組織編成に関する方針に沿って教員配置を適切に行ってきた。	教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）	主要授業科目の担当状況は、短期大学部の必修科目、選択必修科目において専任担当率が８割程度と高くなっており、また、英語のスキル科目（スピーキング）においては、外国人教員を100%配置している。以上の割合が示すように、文学や英語学、音声学といった英語の専門に即した科目には専任教員を配置し、スピーキングなどのスキルを求めるものには外国人を配置するなど、学位課程の目的のために教員組織編成に関する方針に沿って教員配置を適切に行ってきた。	教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
・短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置 （・国際性、男女比・専門職短期大学及び専門職学科における実務家教員の適正な配置（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置を含む））	男女比、国際性に関しては、学科の特性上、約３割を外国人教員が占め、女性も５割を占める。専任教員年齢構成は、やや偏りが見られるが特に大きな問題とはなっていない。	短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
・教員の授業担当負担への適切な配慮	2025年度は短期大学部に1学年しかいないため、大学の授業を兼任している状況である。原則年間12コマ負担で推移しており、妥当である。	教員の授業担当負担への適切な配慮について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
・複数学科等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性	一人当たりの年間のコマ数基準をおおむね満たしており適切に運用されている。	複数学科等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
・他短期大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性	他短期大学・企業等を兼務する基幹教員はいない。	他短期大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2025年度通年	2025年度通年	2026年度
	・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携	教員はそれぞれ各種委員会の委員を担っている。その委員を通して関係部署と連携を図り学生の指導に当たっている。教育に携わる教員と事務的なサポートを行う職員とで連携しながら、学生に満足のいく充実した教育環境を提供している。	教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
	・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮	特定の範囲の年齢に大幅に偏ることのないバランスのとれた年齢構成が保たれている。	特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
	評価の視点３：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）	短期大学部では指導補助員は活用していない。	指導補点検し助者を活用する場合の適切性について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
	評価の視点４：教養教育の運営体制	教養教育の運営体制として、2023年度入学生より学科が提供する教養選択科目と大学の基盤教育科目を合わせた教養科目を提供してきた。上限10単位を定めており、幅広い教養科目の履修が可能になっている。	教養教育の運営体制について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
6.1.3.教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。				
	評価の視点１：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備	教員の募集、採用については「教職員採用に関する内規」、「大学・短期大学部人事委員会規程」、「大学・短期大学部教員採用に関する内規」、「短期大学部教員選考基準」、「短期大学部教員選考基準実施要領」に基づき、昇任については「大学・短期大学部教員昇任等に関する内規」に基づき適切に運用している。	教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備について確認し、点検した。	2026年度は短期大学部の専任の教員が2名となるため、昇任人事についての体制について確認する必要がある。（この件については学長に一任している。）
	評価の視点２：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	採用の手続きは次のような流れである。学科会議で必要な採用人事案を検討し学部長に提出する→学部長はそれらを大学・短期大学部人事委員会(学長、学部長、研究科長、事務部長、学長室長、他)に提出し審議する→審議結果を学長が常任理事会（理事長、院長、学校長、事務局長、他)に提出し審議する→承認された場合学部長は候補者の選考を行うために教授会を開き選考委員会を組織する→委員会は選考基準及び同実施要領に基づいて複数の候補者を決定する→選考結果が教授会に諮られその承認を得て学長を通して院長に報告し第１次選考が終わる。 次いで、院長が責任者となる第２次選考が行われ最終決定となる。昇任は、学科長が当該学科の教員(昇任予定の職位以上の者)と協議し、昇任候補者を学部長に申し出る。学部長は教授会を開き、選考委員会を組織する。委員会は選考基準及び実施要領に基づいてこれを審査する。学部長は委員会の報告に基づいて教授会にはかり、可とされたものは、学長を通して院長の承認を得る体制をとってきた。	規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施について確認し、点検した。	2026年度は短期大学部の専任の教員が2名となるため、昇任人事についての体制について確認する必要がある。（この件については学長に一任している。）
6.1.4.ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。				
	評価の視点１：ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施：授業評価	学生による授業評価を2025年度もWEB方式で前後期１回ずつ実施する。短期大学部実施の「学生による授業評価」については、評価を受けた教員から学生へのフィードバック文書は短期大学部ホームページに、経年比較可能な短期大学部平均値は短期大学部ホームページに掲載する。	ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施：授業評価について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
	評価の視点２：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	学科の教員が参観した授業については、学科会議で話し合いを行い、今後の教育に活かせるよう建設的な意見交換を行う。その報告書が大学運営会議に提出される。	教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
	評価の視点３：指導補助者に対する研修の実施	短期大学部では指導補助員は活用していない。	指導補助者に対する研修の実施について確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2025年度通年	2025年度通年	2026年度
6.1.5.併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。				
	評価の視点１：短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性	本学は、併設大学である福岡女学院大学と同じ敷地内にあるため、学生、教職員が使用する教室や施設は共同で使用している。また、教員が受ける研修は教員修養会やFD研修会などは本学と併設大学との共同で開催している。 会議については委員会及び連合教授会を併設大学と合同で開催しており、現状や課題などを共有できている。以上から、人事交流は十分であると言える。	短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
	評価の視点２：併設大学における兼務の状況	2025年度は短大の教員全員が併設大学の授業を担当した。一方で、併設大学の教員は1名が短期大学部の授業を担当した。	併設大学における兼務の状況について確認し、点検した。	大学の教員と連携して教育を進める。
6.1.6. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
	評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	毎年３月に開催される大学・短期大学部人事委員会で、教員数と各教員の定年までの年数を確認し採用人事計画を立て、その計画に基づいて学科で話し合いを行っている。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価について確認し、点検した。	2026年度以降の短大の組織の適切性については、大学の執行部に点検・評価を一任する。
	評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	教員組織の適切性については、年に２回、質保証に関する自己点検の取り組みにおいて点検、評価を行っている。その結果において、課題点が見つかった場合には学科で改善・向上の取り組みについて話し合いを行っている。	点検・評価結果に基づく改善・向上について確認し、点検した。	2026年度以降の短大の組織の適切性については、大学の執行部に点検・評価を一任する。
第７章　学生支援				
7.1.現状説明				
7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。				
	評価の視点１：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示	キャンパスライフに建学の精神や大学のヴィジョンなどの教育理念を掲載し、福岡女学院大学と共通に本学の建学の理念を基本姿勢として、学生一人ひとりの修学支援が円滑にできるように、様々な支援を実施している。短期大学部の教育の特色の1つとして「少人数教育」掲げているが、学生支援としては、この「少人数教育」に関連する一人ひとりを大切にする親身な学生支援を実施している。この少人数教育の中心となるのはアドバイザー制度であり、この制度のもと学生と教員との人間的な触れ合いを実践している。また、授業科目の密接な連携によって学生の学問的関心を刺激すると同時に、人間的成長をも促している。	本学の建学の理念を基本姿勢として、アドバイザーを中心に、学生部・学生課とともに学生一人ひとりの修学に対する様々な支援の実施について確認し、点検した。 キャンパスライフの学生支援に関する掲載内容を点検し、奨学金、給付金等の掲示、周知案内も複数回実施したことを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。				
	評価の視点１：学生支援体制の適切な整備	【学生部】 学生一人ひとりの修学支援が円滑にできるように、アドバイザーが中心となって、学生部・学生課との協働のもと様々な支援を実施している。また、授業科目の密接な連携によっても学生の支援体制を整えている。さらに、学生支援の在り方等の方針は、短期大学部ホームページにて公開し、教職員も随時閲覧できるようになっている。	学生支援体制の適切な整備について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		【キャリアセンター】 学生支援については継続して日常的に支援を行っており、対面でもオンラインでも、ICTを活用しながら効率的に実施した。 24時間いつでもどこでも対応可能な「AI面接システム」においては、様々な種類の体験プランを設けており、「オンライン採用試験用個別ブース」も、予約制ではあるが学生の都合に合わせて使用可能としている。 また、求人情報やインターンシップの情報などを閲覧できる「キャリタスUC」を導入しており、学生が常に企業の情報を入手できる環境を整えている。	ICTを活用して効率化を推進するなど工夫しながら、学生に要望にあわせて、対面・オンラインの両方で対応したことを確認し、点検した。 「AI面接システム」については、様々な状況にあわせたプランの中から学生がプランを選び利用しており、「オンライン採用試験用個別ブース」は、授業の合間で利用する学生もおり、有効活用できていることを確認し、点検した。 また、オンライン上の求人・インターンシップ情報配信システム「キャリタスUC」によって、就職活動をする上で必要な情報を広く提供することができたことを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	評価の視点２：学生の修学に関する適切な支援の実施			
	・学生の能力に応じた補習教育、補充教育	学生の修学に関する適切な支援について、本学では、学生の出席状況確認を、WEBシステムを利用して状況の把握を行っている。科目担当教員は、WEB上で出席状況を登録する。この集計結果を、アドバイザーが随時確認し、学生指導することが可能となり、留年・休学・退学等への対処に効力を発揮している。補習・補充教育に関する支援は短期大学部全体としては実施していないが、この出席状況確認を中心に、必要に応じてアドバイザーが個別に学習方法の相談を受けたり、指導したりしている。 また、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援、オンライン教育を行う場合における学生への配慮等については、24時間365日受付可能な問合せフォームを備えた「ICTサポートサイト〈学生向け〉」および「情報教育センターサイト」を通じて学生支援を行っている。	学生の修学に関する適切な支援の実施について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	・正課外教育		学生の修学に関する適切な支援の実施について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対、その他学習支援		学生の修学に関する適切な支援の実施について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）		学生の修学に関する適切な支援の実施について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

				Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
				事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
				自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
				2025年度通年	2025年度通年	2026年度
			・留学生等の多様な学生に対する修学支援	留学生については、短大のアドバイザーにより個々人に合わせたサポートがなされ、国際交流センターにおいても適宜支援を行っている。	学習面のみならず、生活面での支援を個々のニーズに合わせて行っていることを確認し、点検した。	留学生はすべて卒業したため該当なし。
			・障がいのある学生に対する修学支援	障がい学生の支援は、入学前は受験生の申し出により、現状説明するとともに入学後の対応について相談に乗っている。また、入学後、障がい学生の修学支援（合理的配慮）を申請する学生については、学生心理相談室と保健室が障がい種別に応じて対応を行い、事前相談、申請、受理面接、配慮文の作成、学期中のモニタリング、関係者との連携を行っている。そして、これらの関係部局は定期的に情報交換（障がい学生支援に係る関係者会議）を行い、支援体制の見直しを行っている。さらに、学内のバリアフリー化を進め、障がいのある学生への修学環境充実を促進させている。 なお、合理的配慮義務化に対する体制整備として、「①大学として公式な会議で配慮に関する決定を行うために、承認作業を業務会議から学生部委員会に移管する」、「②大学として障がい学生支援の部署を明確化するために、学生心理相談室の規程制定」、③障がい学生支援に特化したリーフレットを作成およびホームページでの情報公開」」以上の3点を行った。	障がい学生の支援、合理的配慮申請手続きについて、適切に実施したことを確認し、点検した。 合理的配慮義務化における体制整備として、新たな支援体制作りについて検討したことを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
			・成績不振の学生の状況把握と指導	学生の修学に関する適切な支援について、本学では、学生の出席状況確認を、WEBシステムを利用して状況の把握を行っている。科目担当教員は、WEB上で出席状況を登録する。この集計結果を、アドバイザーが随時確認し、学生指導することが可能となり、留年・休学・退学等への対処に効力を発揮している。補習・補充教育に関する支援は短期大学部全体としては実施していないが、この出席状況確認を中心に、必要に応じてアドバイザーが個別に学習方法の相談を受けたり、指導したりしている。 また、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援、オンライン教育を行う場合における学生への配慮等については、24時間365日受付可能な問合せフォームを備えた「ICTサポートサイト〈学生向け〉」および「情報教育センターサイト」を通じて学生支援を行っている。 成績不振の学生については、この学生動向調査を中心に、必要に応じてアドバイザーが個別に学習方法の相談を受けたり、指導したりしている。	WEBシステムを利用した学生の出席状況ついて、確認し、点検した。 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援、オンライン教育を行う場合における学生への配慮等について、24時間365日受付可能な問合せフォームを備えた「ICTサポートサイト〈学生向け〉」および「情報教育センターサイト」を通じた学生支援の実施を確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
			・留年者及び休学者の状況把握と対応	留年生及び休学者の状況については、普段から親身な支援をしているアドバイザーが主たる担当者となりきめ細かな対応をすると同時に、学生部・学生課と連携して対処している。学生部・学生課は、教学全体で情報を把握している。留年生への対処は、主にアドバイザーが行う。個別面接等によって相談に乗り、学生それぞれに合った履修指導を行っている。	アドバイザーによるきめ細かな対応と、学生部・学生課と連携について確認し、点検した。 学生部・学生課による教学全体の情報収集を確認し、点検した。 留年者への対処について、アドバイザーの適切な履修指導を確認し、点検した。 休学者の対応については、アドバイザーによる報告を確認し、学生部・学生課との連携による対応を確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
			・退学希望者の状況把握と対応	退学の相談については、普段から親身な支援をしているアドバイザーが主たる担当者となりきめ細かな対応をすると同時に、学生部・学生課と連携して対処している。具体的にはアドバイザーが繰り返し面談し、必要に応じて保証人も交え相談に乗っている。	アドバイザーによるきめ細かな対応（繰り返しの面談、必要に応じて保証人も交えた相談・面談の実施）を確認し、点検した。 退学希望者の状況把握と対応について学生部・学生課との情報共有、連携した対処について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
			・奨学金その他の経済的支援の整備	短期大学部を対象とした奨学金関係の経済的支援措置は、日本学生支援機構奨学金を中心に地方公共団体および民間団体の様々な奨学金を加え、入学前および入学後、学生課を中心に、積極的かつ親身に対応を行っている。 また、成績優秀学生については「成績優秀者特待生制度」により一般入学試験(前期日程)、指定校推薦入学試験、大学共通テスト利用入学試験(Ⅰ期)の成績上位者から各学科1名以内を選抜し、1年間、授業料相当額を給付している。 なお、在学生(2年生)については、前年度の成績上位者のうち2名を選抜し1年間、授業料相当額の2分の1を給付している。 また、経済的に困窮している学生に対し独自の奨学金制度として「修学支援奨学金」、「家計急変支援奨学金」を設け、学生の学業継続を支援している。 経済的支援の一環として日々の生活支援のために、NPO法人フードバンク福岡と提携し、食料雑貨品の無償配布を行った。	奨学金その他の経済的支援の整備について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2025年度通年	2025年度通年	2026年度
	・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供	【学生部】 学生支援に関する方針は上記内容を含めてホームページにて公開し、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、その都度、学生掲示板（ポータルサイト）、メール等により掲示・配信している。学生掲示板（ポータルサイト）の情報については、教職員も随時閲覧できるようになっており、学生指導の際、適宜、案内提供できるようにしている。また、校納金の支払いに関する問い合わせなどの際にも案内している。	授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	評価の視点３：学生の生活に関する適切な支援の実施			
	・学生の相談に応じる体制の整備	心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮は、学生部・学生課管轄のもと保健室および学生心理相談室を中心に以下の対応を行っている。 保健室は、看護師(保健師)2名および非常勤学校医を配置して、定期健康診断・応急処置・健康相談・学生教育研究災害傷害保険申請等の業務を行っている。 学生心理相談室は、常勤の契約教員が2名勤務し、週5日7時間体制で開室している。非常勤学校医(精神科医)とも連携を取り、年に3回の定期学内相談も実施している。個人面談に加え、気軽に立ち寄れるランチアワーやグループ活動を実施するとともに、修学支援も含めた学生同士のサポートシステムであるピアサポート活動も行っている。 その他、学生が安心して学修に専念できるように、アドバイザー、学生部委員会、学生課、保健室、学生心理相談室が連携し、多様化する学生一人ひとりが抱える課題を受け止め、適切な対応を行うように体制整備を整え実施している。	保健室主導による定期健康診断・応急処置・健康相談・学生教育研究災害傷害保険申請等の業務の実施について確認し、点検した。 学生心理相談室主導による個人面談、ランチアワーやグループ活動、ピアサポート活動の実施について確認し、点検した。 学生の相談に応じる体制としてのアドバイザー、学生部委員会、学生課、保健室、学生心理相談室の連携実施を確認し点検した。また、それらの件数等（体制の点検・評価を含む）について、毎月実施される学生部委員会で確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備	セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等のハラスメント防止のための措置として、福岡女学院大学・短期大学部ハラスメント対策委員会が中心となり、学院全体として防止対策に取り組んでいる。主な活動として、①教職員対象の研修会の開催、②教職員及び学生対象パンフレットの配付、③教職員及び学生対象の実態調査の実施、などが挙げられる。幸い深刻なハラスメントは発生していないが、必要に応じて教職員に対して注意喚起の文書を配付することにより、防止・啓発を行っている。学生に対しては「キャンパスライフ」に、「ハラスメント防止対策」を記載し周知を図っている。	学院全体として防止対策の取り組んでいる内容のひとつとして、教職員全員がオンライン形式で研修を実施したことを確認し、点検した。 ハラスメント相談パンフレットの配布やハラスメント委員などの情報を公開し、学生への周知を充実させていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮	心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮は、学生部・学生課管轄のもと保健室およびび学生心理相談室を中心に以下の対応を行っている。 相談ケースは増加傾向であるが、それに対して丁寧に対応している。また、SNS被害や性被害に類する相談件数も増加傾向であり、昨今の社会的状況が要因となっている相談への対応も適切に行っている。	相談ケース対して適切に、丁寧に対応していることを確認し、点検した。 SNS被害や性被害に類する相談についても適切に実施できていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）	学生が大学生活をより豊かなものにし、人間形成上貴重な体験の場とするために課外活動を重視している。課外活動は、学生団体組織「福岡女学院大学学友会」によって運営されている。学友会は学友会総務委員会がクラブ(体育系:9・文化系:9)、特別委員会(大学祭実行委員会等)、代議委員会等を統括し、教員による学生部委員会および事務組織である学生課の支援と助言を受けながら自主的に活動を行っている。学友会総務委員会と学長が年に1回ないし2回程度意見交換をする場を設け学生からのニーズを詳細に把握している。また、各学生団体の活動費は主に学友会費であるが、規約に定められた活動に該当する場合は後援会費からも援助を行っている。外部コーチ招聘も積極的に行っており、それに関わる費用援助も含まれている。九州地区大学体育大会については交通費、宿泊費等に関して100%の支援を行っている。これらの学友会活動に関しては、学友会冊子や大学ホームページに明示している。 その他、新入生歓迎イベントやクラブ関係イベントを実施した。新入生歓迎イベントは、171名参加のグリーンランドにおける歓迎会や36名の参加を得てバーベキューイベントを開催した。クラブ関係イベントでは、新入生の入部も増えた。	人間関係構築に繋がる学友会活動（クラブ活動、大学祭、各種イベント）が、円滑に適切に実施されたことを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2025年度通年	2025年度通年	2026年度
	評価の視点４：学生の進路に関する適切な支援の実施			
	・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備	就職活動に向けて、2年生向けには、本格的な就職活動の前準備としての「就職支援プログラム」を継続して実施した。 ICTを活用し、工夫しながら効率的に実施しており、24時間いつでもどこでも対応可能な「AI面接システム」においては、様々な種類の体験プランを設け、「オンライン採用試験用個別ブース」は、予約制ではあるが学生の都合に合わせて使用可能としている。 また、求人情報やインターンシップの情報などを閲覧できる「キャリタスUC」を導入しており、学生が常に企業の情報を入手できる環境を整えている。	学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備について確認し、点検した。 「就職支援プログラム」では、社会状況にあわせてプログラムを組み立て、適切に実施し、単位を認定しているインターンシップでは、一般社団法人九州インターンシップ推進協議会を通じて、夏季休暇の期間に実施したことを確認し、点検した。 また、ICTを活用して効率化を推進するなど工夫しながら、学生の要望にあわせて、対面・オンラインの両方で対応し、「AI面接システム」については、様々な状況にあわせたプランの中から学生がプランを選び利用しており、「オンライン採用試験用個別ブース」は、授業の合間で利用する学生もおり、有効活用できていることを確認し、点検した。 さらに、オンライン上の求人・インターンシップ情報配信システム「キャリタスUC」によって、就職活動をする上で必要な情報を広く提供することができたことを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施	2年生に対して、就職活動に必要な心構えや基本的対策や手順、就職を見据えた学生生活の過ごし方について紹介する「進路･就職オリエンテーション」を実施した。 さらに、社会状況や学生の動向にあわせ、学内において「合同企業説明会」を実施し、企業研究ができる機会を設けた。	2年生は在学生オリエンテーションにて、学年に合わせた就職に向けてのオリエンテーションを実施したことを確認し、点検した。 また、「就職支援プログラム」は、社会状況にあわせてプログラムを組み立て、適切に実施したことを確認し、点検した。 さらには、学内において「合同企業説明会」を実施し、企業の人事担当者や卒業生と接触する機会を設け、参加学生一人一人が企業への理解を深めることができたことを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	評価の視点５：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施	学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援としては、上記に記したように、課外活動は、学生団体組織「福岡女学院大学学友会」によって運営され、その運営が円滑に進められるように学生部・学生課は支援を実施している。費用面においては、各学生団体の活動費は主に学友会費で賄われ、規約に定められた活動に該当する場合は後援会費からも援助を行っている。外部コーチ招聘も積極的に行い、それには費用援助も含まれている。九州地区大学体育大会については交通費、宿泊費等に関して100%の支援を行っている。 その他、学友会による各種企画・運営や大学祭運営においても、学生部・学生課が支援している。	2年生は在学生オリエンテーションにて、学年に合わせた就職に向けてのオリエンテーションを実施したことを確認し、点検した。 また、「就職支援プログラム」は、社会状況にあわせてプログラムを組み立て、適切に実施したことを確認し、点検した。 さらには、学内において「合同企業説明会」を実施し、企業の人事担当者や卒業生と接触する機会を設け、参加学生一人一人が企業への理解を深めることができたことを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	評価の視点６：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施	学生部委員会・学生課が中心となり、学生の要望に対応した学生支援を実施している。 学生の自主的且つ自由な発想による独自の企画を支援する「チャレンジ助成金」を実施し、学生部委員会で審査・認定し、学生の企画を支援した。 学生の経済的支援については、NPO法人フードバンク福岡との提携による食料雑貨品の無償配布を実施し、後援会「特別教育活動援助費」の支援を受けた100円朝食、100円夕食も実施した。	学生部委員会・学生課が中心となり、学生の要望に対応した学生支援の実施を確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2025年度通年	2025年度通年	2026年度
7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
	評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価、改善・向上については、学生部・学生課が中心となり確認し、その適切性については、学生部委員会にて審議している。2025年度前期の学生部委員会は合計で11回開催し、各種奨学金の推薦者の決定、学友会や課外活動開催の承認、学生動向調査結果を活用しての学生指導、学生心理相談室や保健室からの報告内容を共有し、日々の学生支援、指導に活用している。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価、改善・向上について、学生部委員会で確認し、点検した。学生部委員会では、各種奨学金の推薦者の決定、学友会や課外活動開催の承認、学生動向調査結果を活用しての学生指導、学生心理相談室や保健室からの報告内容を確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
	評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	学生の修学に関する適切な支援について、本学では、WEBシステムを利用して科目担当教員がその都度WEB上で出欠状況を登録し、その集計結果をアドバイザーが随時確認し、学生の修学に関する支援に役立てている。この出欠状況調査については、学生部・学生課でも共有し各部署へ情報が提供されることになっており組織的に活用している。 アドバイザーが必要に応じて行う補充教育・指導を円滑に行うために、正確な出欠状況調査の入力が必要となる。そのためには、科目担当者の協力が必要となるため、入力強化について教員に依頼し、入力率向上を目指している。 また、出欠状況に関する情報を提供するタイミングについては適切な時期に提供できるように計画し、実施している。	学生の修学に関する適切な支援の一環として、学生の出欠状況をWEBシステムによる実施と把握を確認し、点検した。 正確でタイムリーな出欠状況調査をめざし、入力強化について教員に依頼したことを確認し、点検した。	2026年度は在学生が3名のみであるため、組織的なFD活動は行わない。
第８章　教育研究等環境				
8.1.現状説明				
8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。				
	評価の視点１：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示	教育研究等環境に関する方針については、本学の理念・目的を達成する為、教育研究等環境を整え、学生の学修や教員の教育研究活動を快適なものとするため、教育研究等環境に関する方針を2021年２月に策定した。「施設・設備全体」、「ＩＣＴ」、「図書館」、「研究活動支援」の４項目を方針として挙げている。以下の通りである。（教育研究等環境に関する方針） １．施設・設備全体 学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、キャンパス・マスタープランに基づき、校地、校舎、施設及び設備の維持管理を計画的に行う。管理するにあたっては安全性、利便性及び衛生面を考慮し、大学として適切な環境整備を行う。 ２．ＩＣＴ(Information and Communication Technology)環境 学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、学内のICT環境の整備に努める。整備にあたっては、技術革新の進展に応じたものとなるよう十分な検討を行い、計画的に行う。 ３．図書館 学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、幅広い図書・雑誌などを計画的に集積する。 ４．研究活動支援 研究活動を支援するために、学外資金獲得への支援や学内各種研究費制度の整備を行う。 研究活動における不正行為及び研究費不正使用の防止の取り組みとして、「福岡女学院大学･短期大学部における公的研究費の不正防止への取組に関する指針」や研究倫理規程に則り適切に運営を行う。 なお、短期大学部ホームページに公開し、随時閲覧できるようになっている。	短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。				
	評価の視点１：施設・設備等の整備及び管理			
	・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保	本学は、福岡市日佐の地に、56,139.20㎡の校地の上に29,852.00㎡の校舎と図書館・体育館・学生寮・運動場などを整えており、短期大学設置基準に定められた基準を十分満たしている。 また、教育研究等環境に関する方針に沿って行っており、学生の学びや教育研究活動の環境を整えている。 ２Gbps(学術情報ネットワークSINET)によるインフラ環境を土台とし、学生の学習環境として、PCルーム ４室(216台)、CALL教室(120台)、コンテンツ制作系実習室(30台)、タブレット型アクティブ・ラーニング教室(40台)を125周年記念館３Fの情報フロアに集約設置している。 PCルーム・CALL教室の端末はネットブートシステムにより集中管理しており、学内を集中管理しているウィルス対策システムおよび侵入検知機能を備えたファイアウォール機器と合わせて情報セキュリティの確保を実現している。同フロアには、学生証ICカードを用いてどこからでも印刷物を取り出すことのできる「オンデマンドプリントシステム」を導入し、省エネ・コスト削減等に寄与している。なお、「オンデマンドプリントシステム」はタッチパネル方式となっており、いくつかのパネルについては低く設置することにより車いすの学生にも扱いやすいよう配慮している。 また、PCルーム・CALL教室の全端末に抗菌仕様のキーボードを備え、衛生面にも配慮している。キャンパス内の無線LAN環境については順次拡張を行っており、敷地内ほぼ全エリアをカバーしている。学生の自主学習促進のための環境整備としては、LMS(学習管理システム：Learning Management System)を活用している。	光ファイバー再敷設工事および教員向けのPC更新を経て、環境がより良いものになっているか、検証を進める。 ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2025年度通年	2025年度通年	2026年度
		・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保	衛生委員会において、安全、衛生観点から大学内の施設の点検を行っている。	ＥＶ、空調機をはじめ施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備	バリアフリーに関しては、５号館（３階建て、２・３階は研究室のみ）にエレベーターがない以外は整備されている。また、多目的トイレは４号館、百周年記念館など、計15箇所配置している。体育館「ミッションアリーナ」前の傾斜は引き続き利用者の動向を注視する。	バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・学生の自主的な学習を促進するための環境整備	学生の自主的な学習を促進するための環境整備としては、125周年記念館にラーニング・コモンズおよび学習室、図書館に学習室を置いている。	学生の自主的な学習を促進するための環境整備について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		評価の視点２：教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み	「福岡女学院個人情報保護規程」に基づき、教職員は学校法人福岡女学院が所有し管理する個人情報について保障する義務と責任、情報の適正な収集、利用、管理及び保存、個人の権利・利益及びプライバシーを保護することを求められている。「福岡女学院情報セキュリティ規程」も策定されており、「情報セキュリティ対策委員会」が情報資産を適切に保護・管理するために必要な対策を講じている。学生については、新入生オリエンテーション時に注意喚起を行い、同時に「情報リテラシーハンドブック」を配布する。情報関連の授業や、研究倫理の学習において、個人情報保護についても学ばせている。	教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組みについて確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。					
		評価の視点１：図書資料の整備と図書利用環境の整備			
		・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備	「福岡女学院大学図書館資料収集方針」「福岡女学院大学図書館資料収集に関する申合せ」（2025年度第1回大学図書館委員会で確認）に基づき、大学・短期大学部・大学院での教育研究上必要な資料を体系的に整備するように努めている。 2025年3月31日時点での図書の蔵書数は、冊子体240,904冊、電子書籍896点、視聴覚資料7,372点である（2024年度経理報告書）。雑誌については冊子体が101タイトル（2025福岡女学院要覧）、電子ジャーナルは25,710タイトル（2025年度 JUSTICE契約状況調査【公開不可資料】）である。 本学図書館では書架収容率が130%を超えた状態が長年続いており、書架狭隘化が深刻な課題であることから、以前より電子リソースの導入を積極的に進めてきた。しかし、人文社会学系の和書については電子書籍コンテンツが少なく、学生や教員が希望する資料の殆どは冊子でしか入手できない状況のため、書籍に関しては冊子を中心とした構築となっている。また、図書館予算が大幅に削減となったことから、電子版が販売されていても、冊子体より高額なため、学生や教員から電子のリクエストがない限り、冊子を選択するようにしている。 シラバスに掲載されている参考文献を中心に授業に関連のある資料を網羅的に収集し、教員の名前ごとに指定図書コーナーに配置したほか、教員による選書をはじめ、学生自身による購入希望を積極的に取り入れることで、限られた予算の中でも教育研究に必要な資料を供している。	2025年度シラバスに掲載された参考文献や教員からの申込による授業に関連する資料を収集、整理し、書籍等は指定図書として教員の名前ごとに並べて指定図書コーナーに配架している。また、福岡女学院大学図書館HPにおいて学内者に向けて指定図書リスト（スプレットシート）を公開し、最新の情報をいつでも学生・教員が閲覧・入手できるようにしている。この指定図書リストには所蔵及び電子リソースのURL情報も掲載するなど学生が参考文献を入手しやすいように工夫を行っている。（2025年度指定図書） 学生の要望で購入している資料は、2026年2月末時点で冊子体書籍は240点（2025年度学生希望資料一覧）で、2024年度が235点であったため、増加している。また、2026年2月末時点で電子書籍のリクエストは2冊と2024年度と同様に電子書籍のリクエストはほとんどない。利用者自身が紙の書籍を選択する傾向があるため、冊子体を中心に購入する対応は利用者の要望に即しているといえる。 「学術情報基盤実態調査令和5年度（2024年度）結果」（2023年度実績）より、学生貸出冊数は同規模私立大学の平均値が7,802冊、全大学では17,473冊であった。本学図書館の2024年度学生貸出冊数の実績は26,660冊、平均よりも遥かに多いことから、本学の図書館資料は学生のニーズに即したものであると考えられる。 一方、同じく「学術情報基盤実態調査令和6年度（2024年度）結果」（2023年度実績）によると、同規模私立大学の図書館資料費の平均値が39,437千円であるのに対し、本学図書館は21,598千円（2025年度の資料費の予算は21,665千円）と同規模私立大学平均の6割にも満たないという深刻な状況である。雑誌やデータベースが毎年値上がりするため、毎年いずれかの雑誌やデータベースの契約を中止をせざるを得ない状況となっている。さらに全集などの高額資料も購入できず、厳しい状況が続いている。これに加えて、2027年度に予定されていた図書館改修計画が白紙となったことで、利用者のニーズが高い「冊子体」をこれ以上受け入れる物理的な余裕は完全に失われつつあり、今後の資料収集において極めて重大な障壁となっている。 以上のことを確認し、点検した。	資料整備においては「福岡女学院大学図書館資料収集方針」及び「福岡女学院大学図書館資料収集に関する申合せ」に基づき、計画的に実施する。2025年度資料費予算は前年度から１%増となったが、他大学図書館と比べると4割程度少ない予算となっているため、引き続き、優先順位を学生の学修（学習）支援に必要な資料とし、整備を進めていく。また、高騰が続くデータベースや電子ジャーナルについては、教員を中心とした利用者アンケートを実施し、利用率とアンケートをもとに、優先順位を判断し、2026年度予算計画を立案したので、その通り、執行を行っていく。 2027年度の図書館改修計画が見直しになったとこにより、書架狭隘化の抜本的解決計画が白紙になったため、除籍作業によるスペース捻出と、新学科における電子書籍の活用可能性について、関係部署と慎重に協議を進める。

				Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
				事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
				自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
				2025年度通年	2025年度通年	2026年度
			・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備	国立情報学研究所が提供するNACSIS-CAT/ILLや福岡県立図書館が提供する図書館情報Networkへ参加し、大学図書館に限らず、公共図書館とも積極的に資料の相互貸借を実施している。ただし、他館資料については来館での利用に限ること、長期の借受ができないことから、学習や研究に必要な資料は基本的に古書を探して購入し、利用者の要望に応えるように努めている。 また、国立国会図書館デジタルコレクション図書館送信参加館で利用できるコンテンツも多くあるため、古書やデジコレでも入手できない資料や、必要な個所を複写するといった限定的な利用に供する資料などはILLで入手するようにしている。 JUSTICEや各図書館協議会等に加盟するなどし、積極的に国立情報学研究所や国立国会図書館、他図書館の情報を収集している。	「学術情報基盤実態調査令和6年度（2024年度）結果」（2023年度実績）によると、他館への貸出冊数の平均値は同規模私立大学で44冊、大学全体で91冊であり、本学図書館（281冊）は小規模ながら多くの資料を他館へ提供している。他館から借受冊数の平均値は同規模私立大学で34冊、大学全体では84冊となっており本学（65冊）は同規模大学と比べると多いが、大学全体の平均には至っていない。 他館からの複写申込の平均値は同規模私立大学で170件、大学全体では303件で、本学図書館（182件）は、同規模大学と同等程度である。一方、他館への複写依頼の平均値は同規模私立大学で163件、大学全体では291件であり、本学（214件）は同規模大学と比べるとはるかに多い。これは、程度の依頼件数となっている。この原因の一つとして予算削減による雑誌の定期購読の中止があると考えられる。この状況下では本学での利用が少ない雑誌を再度購入することは難しいが、複写の依頼が多い分、現物貸借の貸出を増やすことで相互扶助の役割を果すように努めている。 以上のことを確認し、点検した。	国立情報学研究所や国立国会図書館、他図書館の情報を積極的に収集し、連携を継続していく。本学の利用者へのサービス提供だけではなく、他図書館（利用者）へのサービス提供は大学における社会貢献の一環であるため、今後も積極的にILLに対応して本学資料の提供を行う。
			・学術情報へのアクセスに関する対応	本学図書館利用者に対しては、CiNii等のOpenURL送信機能を使い、本学図書館OPACやリンクリゾルバへリンクさせており、利用者が再検索の必要なく本学資料へシームレスにたどり着くことができる。また、電子リソースを含め、本学が所蔵していない資料は、ILL申込や購入希望をシームレスに案内する仕組みをリンクリゾルバにて構築している。また、ディスカバリーサービスを構築（予算の都合上、OPACのデータは未収録）して学習及び研究支援を行っている。 なお、現状の厳しい予算削減の中で学術情報へのアクセス対応に不可欠なリンクリゾルバやディスカバリーサービスについては図書館運営に係る費用を大幅に抑えてその維持に努めている。 リモートアクセスについては、2025年3月から利用者のデバイスを選ばないリモートアクセスツールOpenAthensを導入し、学外からも契約データベースや電子リソースへアクセスが容易になった。	2025年3月に導入し、2025年度から本格稼働したリモートアクセスは、2025年2月末時点で、OpenAthensログイン回数は989回、総データベース利用回数は1,748件であり、学生の利用が多い。 以上のことを確認し、点検した。	予算が厳しい状況であるが、学術情報へのアクセスにはリンクリゾルバ、ディスカバリーサービス、リモートアクセスは必須となっているため、2026年度以降も維持できるように予算を確保できるように務める。
			・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備	本学図書館は、福岡女学院創立100周年を記念し1989年に建てられた建物の1・2階(書架部分の一部は積層3階)に設置され、閲覧室などのサービススペースは 1,002㎡、座席数 360席、個室、グループ学習室、ゼミ室、PCコーナー、視聴覚コーナー、学生がPC等の機器を自由に借り出して利用できるPCロッカーなどを備えている。 また、図書館と同一建物内のホール「通称：ミッションホール」には展示雑誌架とホワイトボードを設置しており、本学院の利用者がいつでも自由に利用できるため、大学生だけではなく、中高生や同窓生、受講生など幅広い世代にサード・プレイスとして利用されている。 集中学習に対応するための個室は4ブース設置しているが、そのうち3室は天井部分が開口のため防音機能はなく、１室は防音機能あるものを導入している。 図書館内のネットワーク環境は、無線LAN設備によって学内LANにアクセスすることが可能であり、ノートＰＣや持ち込みのタブレット端末、スマートフォンなどを活用して学術情報システム検索やデジタル情報の利用ができるようになっている。 積年の課題である書架狭隘化の対策については、今後5年間（2024年－2028年度）で重複本等、除籍基準で除籍が可能な資料の除籍を計画的に進めながら、2027年度に図書館の改修工事を行うことがキャンパスマスタープランにおいて計画されているが、まだ予算規模などが未定のため、実施計画の作成が難航している。	現在の図書館は建築から36年が経過し、学生の学習スペースについては、既存の施設を工夫しつつ確保、提供ができているが、蔵書の増加による書架狭隘化は年々深刻さを増しており、積年の課題となっている。「学術情報基盤実態調査令和6年度（2024年度）結果」（2023年度実績）によると、図書館の収容可能冊数は、同規模私立大学の平均値23万冊に対し、本学は18万冊しかない。一方、蔵書冊数は、同規模私立大学の平均23万冊に対し、本学は25万冊と多い。図書館スペース、特に書架スペースの確保が積年の課題である。 書架狭隘化対策として、3,982点の除籍を行った。また、2027年度の図書館改修の事業計画（案）を策定し、大学執行部の承認を得た。 また、「学術情報基盤実態調査令和6年度（2024年度）結果」（2023年度実績）によると、図書館の開館日数は、同規模私立大学の平均は253日、全大学の平均が264日である。一方、2025年度の本学の開館日数は273日であり、開館日数は適切に対応できている。 以上のことを確認し、点検した。	2027年度の図書館改修が白紙となったことで、利用者目線に立った既存施設の活用や環境整美を行って活性化を図るため、新たな計画を立てる。 書架狭隘化対策については、2028年度までの間に除籍を進め、学内で書庫スペースを確保するか図書館改修計画を再計画をするなど、検討を行う。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2025年度通年	2025年度通年	2026年度
		評価の視点２：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置	大学図書館職員は 2026年2月末時点で、専任職員2名(うち1名が司書及び基本情報技術者試験有資格者)、委託職員5名（司書有資格者）の計7名が開館時間に応じたシフト制を組み、サービスを提供している。	「学術情報基盤実態調査令和6年度（2024年度）結果」（2023年度実績）によると、図書館の職員数は同規模私立大学の平均人数は9.6名（専任3.1名）であり、本学図書館は2.6名少ない。また、レファレンス件数は同規模私立大学の平均値531件であるのに対し、本学図書館は1,976件であった。 人員不足は否めないが、司書は専門職であるという意識を持ち、経験を積み重ねながら、全員で業務に取り組んでいる。 以上のことを確認し、点検した。	業務の平準化及び職員によって偏ることのないレファレンスの実施を目指し、全スタッフのスキルアップのための継続的な研修を行い、可能な範囲で業務委託への業務の分担、移行を進めていく。 課内研修においては常に大学図書館の業務全体を見渡し、個別の業務の位置付けを意識したものとなるよう計画を行っていく。各種デジタルサービスや情報資源の多様化に対応するためには、より高度かつ広範な知識やスキルが必要となる。最新情報科学技術の状況を把握し、これらの実装がサービス・支援の高度化につながるか、実装した場合の利用者・職員に求められるスキルとその育成の在り方について検討を行う。
	8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。				
		評価の視点１：研究活動を促進させるための条件の整備			
		・短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示	既述の教育研究等環境に関する方針に、研究の推進を「４．研究活動支援」の以下の通り挙げている。また、「福岡女学院大学・短期大学部研究倫理規準」の第２条に（研究の基本）とし以下の通り規定している。 １　研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力による研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。 ２　研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。 ３　研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。 研究活動を支援するために、学外資金獲得への支援や学内各種研究費制度の整備を行う。 研究活動における不正行為及び研究費不正使用の防止の取り組みとして、「福岡女学院大学･短期大学部における公的研究費の不正防止への取組に関する指針」や研究倫理規程に則り適切に運営を行う。	短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・研究費の適切な支給	専任教員を対象とした本学支給の研究費には、以下のものがある。個人研究費：大学・短期大学部研究費使用内規に則り使用できるものであり、専任教員が行う学術研究を助成する費用(学会及び研究調査出張旅費(参加費を含む)、機器備品(リース物件を含む)および維持管理費、図書費(視聴覚資料を含む)等)である。特別研究費：大学・短期大学部特別研究費に関する規程に則り運用されており、国外における研究発表や個人の学術出版等の支援を目的とするものである。 その他、専任教職員を対象とした本学院支給のものとして学院活性化推進助成金が挙げられる。この助成金は、研究助成(科研奨励、研究会等補助)、教育活性化助成、地域(産官学)連携事業助成を目的としたものであり、学院活性化推進助成金取扱要領に則り、外部資金を調達できなかった場合の援助や、研究会の開催、教員以外の者も含めた協同研究への支援等、広範な促進に貢献している。本学の研修に関する助成金としては、大学・短期大学部教員長期研修規程の運用内規に則り、国内および国外での3ヶ月以上１年未満の研修を対象に日額研修費や交通費が支給されるものや、大学・短期大学部教員の短期海外研修助成金規程に則り、夏期休暇中に国外において行われる短期研修に適用されるものがある。	研究費の適切な支給について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2025年度通年	2025年度通年	2026年度
		・外部資金獲得のための支援	外部資金獲得のために、担当職員が申請窓口となり、外部資金に関する情報を発信したり、資金獲得のための説明会を開催したりなどの支援をしている。 科研費申請支援講演会を学内で実施し、この他、2024年度は科研費申請へ向けた動機づけとなるオンライン講習受講の支援など、より充実した支援体制を実施した。（確認をお願いいたします。）	外部資金獲得のための支援について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等	教員には個別に研究室が割り当てられている。週1日研究日を設けているので条件は整っている。	多数の教員は授業・学生指導の他、委員会活動等の公務に割かれる時間が多くなっており研究時間の確保は課題であることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制	本学では、教育研究活動を支援するための体制を、制度として設けておらず、専属のスタッフなども配置されてはいない。ただし、科学研究費の取得については、本部総務課が説明会を開き、研修会の案内をするなど、教員の科研費取得に向けての支援体制が設けられている。	教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制	ICTサポートサイト〈教職員向け〉を作成・公開、各種サポートマニュアルや問合せフォーム等を設置し、教員を技術面でサポートしている。	オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
8.1.5.研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。					
		評価の視点１：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み			
		・規程の整備	研究倫理については、「福岡女学院大学・短期大学部研究倫理規準」及び「福岡女学院大学・短期大学部「人を対象とする研究」倫理規準」を設けている。 また、「福岡女学院大学・短期大学部における研究活動の不正行為への対応に関する規程」が策定されており、不正の定義、違反への懲戒、内部告発への対応等が定められている。	整備されていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施	全教員対象の研究倫理教育をeL CoRE視聴により5年ごとに実施している。大学院生全員に同様のeL CoRE視聴による研究倫理教育を行っている。 福岡女学院大学・短期大学部研究倫理委員会規程により、研究倫理委員会が置かれ、同委員会によって２年に１回程度研修会を開催している。 2025年度は9月に研究倫理研修会を開催した。	研究倫理教育について教員・大学院生の全員が受けていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・研究倫理に関する学内審査機関の整備	研究倫理委員会の小委員会である研究倫理審査委員会が研究倫理申請書の審査にあたっている。 研究倫理審査後の「研究計画の軽微な修正」に関する申請手続きを明確にした。	研究倫理委員会の小委員会である研究倫理審査委員会が研究倫理申請書の審査にあたる。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
8.1.6.教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。					
		評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	教育研究施設に関しては「福岡女学院施設マネジメント委員会」においてキャンパス・マスタープランを策定し、それに基づいた整備がなされている。よって、このプラン策定時に、点検・評価を行い改善・向上を目指すことになる。 一方、全学内部質保証推進組織である運営会議においては、内部質保証シートを執筆する際に、教育研究等の適切性について点検・評価を行い、その結果、改善・向上に向けた取り組みを検討し、実行することにしている。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価および改善・向上について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上			

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2025年度通年	2025年度通年	2026年度
第９章　社会連携・社会貢献				
9.1.現状説明				
9.1.1.短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。				
	評価の視点１：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示	【地域・国際交流センター】 短期大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を本学公式ホームページで公表し、適切に明示している。また、活動指標等を整備し、目標数値等に基づく活動を実施している。	短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針が適切に明示されていることを確認し点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		【臨床心理センター】 臨床心理センターの目的は臨床心理センター規程に明文化されており、短期大学の「文化や社会、人と人とのつながりの中で他者を思いやり、理解できる国際人を目指す」という理念・目的をも踏まえた地域社会への貢献を明示している。	短期大学の理念・目的を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針は適切に明示されていることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
9.1.2社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。				
	評価の視点１：学外組織との適切な連携体制	第１章で記載したように、本学は学院聖句に基づき、短期大学部の理念・目的を指し示す言葉として、短期大学部のヴィジョンを定めており、「つながり」と「奉仕」がキーワードとなっている。それゆえ本学にとって、社会連携や社会貢献は理念・目的そのものとなっている。これを踏まえて、2022年度より既存の３つの組織（国際交流委員会・生涯学習センター・地域貢献センター）を統合し、新たに地域・国際交流センターを開設した。 福岡女学院大学・短期大学部 地域・国際交流センターは、「福岡女学院大学・短期大学部地域・国際交流センター規程」の第２条において記されているように、「福岡女学院創立の精神に則り、地域社会や学外機関との連携活動並びに国際交流活動を推進することで、本学の社会連携と地域貢献を活性化させるとともに、本学学生が国際的視野に立ち、主体性を持って学び続け、多様な人々とつながりを創出できるよう、また社会人が学び直しを通じて充実した生涯が実現できるよう、学内組織間の有機的な連携を図り、教職員が協働する全学的な地域・国際交流活動の研究、実施及び統括、学外関係機関との連絡調整を行う」ために開設された。社会連携、貢献に関する方針は以下のとおりである。 １．体制整備 地域・国際交流センターをプラットフォームとして、各学部・学科、各センター(キャリアセンター、臨床心理センター、教職支援センター)等と常に連動しながら、地域社会との連携体制を推進、強化する。 ２．生涯学習 本学の30年以上の地域への生涯学習の機会の提供実績を活かしたうえで、地域のニーズに合った市民 講座・リカレント教育講座及び学生が求める資格取得講座を充実させ、教育研究の成果を広く社会、地域に還元していく。 ３．地域交流 広く地域自治体、地元産業界等、地域の皆様からのニーズ収集の機会を数多く設ける形で地域交流を活性化し、本学の教育研究活動とマッチアップできる地域連携の企画等を積極的に行える体制を強化していく。	短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	評価の視点２：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進	学外組織との適切な連携体制を構築するために、2024年度地域・国際交流センター事業計画書に掲げる社会貢献・社会連携に関する方針に基づき、「地域連携推進に関する目標・計画」を策定し、地域との連携活動や市民講座などの生涯学習事業の活動や国際交流活動などに取り組んだ。	社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	評価の視点３：地域交流、国際交流事業への参加	福岡女学院大学短期大学部ならびに併設する福岡女学院大学は、合計で１６の協定または提携を結んできた（連携事業数内訳：自治体７、教育委員会３、産業界５、NPO法人１）。協定先・包括連携先との取り組みについては以下の通りである。 【地域交流事業】 [那珂川市教育委員会主催「イングリッシュデイ」への参加] 本イベントは、小学校5・6年生がALTと英語で交流するもので、2021年度より連携事業として継続的に参加している。2025年度は7月12日から7月13日まで短期大学部英語科の学生7名が参加した。学生が地域の子どもたちと英語を通じて交流し、地域における英語教育の充実と国際理解の促進に寄与した。 【国際交流事業】 [交換留学生の受け入れ] 5月12日から5月27日までテネシー大学マーティン校の学生2名を交換留学生として受け入れた。プログラムは留学生専用に短期大学部が独自に開発し、内容は既存の授業の参加、ホームステイ、観光、文化体験など多岐に渡った。 [交換留学生の派遣] 8月29日から9月13日まで短期大学部の学生2名をテネシー大学マーティン校へ交換留学生として派遣した。プログラムは留学生専用にテネシー大学が開発し、内容は既存の授業の参加、ホームステイ、観光、文化体験など多岐に渡った。	地域交流、国際交流事業への参加について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

	Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
	事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
	2025年度通年	2025年度通年	2026年度
9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。			
評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価する体制として、定期的に開催する地域・国際交流センター運営委員会での報告・審議がある。運営委員は、地域・国際交流センター長ならびに同副センター長、短期大学部の教員と併設大学各学部の教員、センター事務室長と同副課長で構成されており、全学的な視点から点検・評価を可能にしている。短期大学部が独自に活動するものについては、学科会議で報告、点検を行っている。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価、および改善・向上について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
第10章　大学運営・財務　（１）大学運営			
10.(1).1.現状説明			
10.(1).1.1.短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。			
評価の視点１：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示	2015年に本学は「選ばれる大学へ」をテーマに、学院全体が、建学の精神である「イエス・キリストにつながれて、隣人を愛し、豊かに実を結ぶ人であれ」を基本理念とした第１期中期計画(2016(H28)年～2021(R３)年度)を策定した。さらに第２期中期計画2022年～2027年度を策定し、計画に沿って、事業を進めている。大学運営に関する方針については、理念・目的、将来を見据えた中・長期計画を実現するための大学運営方針を以下の通り定めた。 [１]大学運営 １.学長のリーダーシップのもと、迅速かつ公正さを保った管理運営を行う。 ２.学長の意思決定は規程に則り、構成員の意見を参考としながら適切に行う。 ３.中長期計画を立案し、それらに基づいた短期計画・年度計画を立て、達成状況を常に点検・評価し計画の実現に向けて積極的に取り組む。 ４.常に組織の在り方を検討し、社会の要請に応えつつも、本学の規模に応じた組織構築・運営を行う。 ５.教員組織・事務組織が適切に機能するように全体の業務を常に見つめなおし、組織としての機能強化を図る。 ６.災害や重篤な感染症等、あらゆる不測の事態に対処するために危機管理体制を整備し、構成員(教員・学生・事務職員)の安全を守る。 [２]財務 １．継続的な教育活動を行うために必要な財務基盤を構築・維持する。 ２．教育研究活動比率の目標設定を行い、教育研究活動の水準を高く維持する。 ３．学生納付金以外の収入（寄付金・補助金等）についても積極的に検討し、収入の多角化を図る。 ４．予算管理を徹底し、適切な支出を行なう。	短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示について確認した。尚、2025年度からの学生募集停止に伴い、現時点の中・長期計画は2025年までの維持となる見込みである。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
評価の視点２：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知	大学の運営に関する方針は短期大学部ホームページにて、中期計画においては、法人のホームページにて公開し、教職員も随時閲覧できるようになっている。なお、短期大学部に関する中期計画の見直し・変更については、必要に応じて、将来計画委員会を開き検討する場合もある。最終的には、運営会議で検討、審議を経た後、連合教授会、短期大学部教授会で審議されたのち、学長が決定している。	学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
10.(1).1.2.方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。			
評価の視点１：適切な大学運営のための組織の整備			
・学長の選任方法と権限の明示	学長の選任方法は、選任規程に定めている。 学長の権限については、大学・短期大学部規程により規定されている。	学長の選任方法と権限の明示について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
・役職者の選任方法と権限の明示	役職者の選任方法および権限は、大学・短期大学部規程および下記それぞれ規程により定められている。 学部長は、大学学部長及び短期大学部長選任に関する規程に定める。 大学院研究科長は、大学院研究科長選任に関する規程に定める。 学科長、宗教部長、教務部長、学生部長及び図書館長は、大学・短期大学部役職者選任・選出実施要領に定める。	役職者の選任方法と権限の明示について確認し点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備	大学運営会議規程、教授会規程により規定されている。	学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
・教授会の役割の明確化	教授会規程により規定されている。	教授会の役割の明確化について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化	大学運営会議規程、教授会規程により規定されている。	学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2025年度通年	2025年度通年	2026年度
		・教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化	理事会の権限は寄附行為に定められており、「理事長は本法人を代表し、その業務を総理する」と定められており、教学組織は、大学・短期大学部規程により、「学長は本学を統括する」と規定されている。	教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・学生、教職員からの意見への対応	本学では、学生に対して、新入生アンケート、卒業年次生アンケート、卒業後アンケート、学生による授業評価等を実施し、分析結果は学内で共有し学科会議においてもアンケートの結果を元に教育の見直しに活用している。学生による授業評価は、学生の回答結果を元に専任教員がフィードバックを行い、学内サイトにて公開し教育の質向上へとつなげている。卒業後アンケート結果は運営会議に報告し、連合教授会にて情報を共有するとともに、分析結果を元に改善点等が見受けられる場合には短期大学部の学科会議で検討を行う。 学生部においては、専門のカウンセラー（臨床心理士）を配置した学生心理相談室を設置している。学生心理相談室は学生の精神的ケアを主として取り扱い、相談に訪れる学生に関して必要に応じてクラスアドバイザーの教員と連絡をとり、これらの学生が学校生活を円滑に送れるように精神的ケアにあたっている。 ハラスメントに関しては、「福岡女学院大学・短期大学部におけるハラスメントの防止・対策に関する規程」に準じ対応している。ハラスメント相談に対応するために、ハラスメント相談窓口を設置し相談員を配置している。相談希望者は、身近で一番相談しやすいハラスメント相談員を指名の上相談することとなっており、また、相談者は希望や必要があれば、カウンセラーなどの専門家の協力を得ることも可能である。またポスターを作成し、相談員名を記載して学内に掲示し、相談する際に躊躇しないよう周知している。相談、苦情があった場合は、福岡女学院大学・短期大学部ハラスメント対策委員会にて対応する。加えて、４月のオリエンテーション時にパンフレットを配布し周知を強化した。学友会からの意見についても、学友会が目安箱を設置し、学生が投稿した意見を元に学生部長に意見書を提出している。 事務職員については、法人の運営方針や事務局の運営方針に基づき定められた各部及び各課の方針に沿って、各人が目標設定シートにより目標を立て、年３回の自己評価(目標・手段・達成手段・達成度)と所属長との面談（目標面談、中間面談、育成面談）を実施している。	学生、教職員からの意見への対応について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項に関する審議方法の適切性	教授会規程により、併設大学と合同で開催する連合教授会での審議事項と短期大学部教授会にて審議する事項が規定されている。	併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項に関する審議方法の適切性について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		評価の視点２：適切な危機管理対策の実施	近年、自然災害が多発し、感染症リスクが高まっている。また、犯罪、事件・事故が万一の場合発生した際には、本学は、学生・生徒・園児と教職員の生命・財産を守り、信頼関係を維持し、学院に対するステークホルダーからの信用・信頼を守るため、「福岡女学院危機管理規程」を制定している。緊急時対応、報道機関への対応などが規定されている。日頃からの安全管理としては、防犯対策として防犯カメラを設置し、不審者が侵入してこないように本校に来校される方に対しては、入構管理を行い、正門・西門・南門には警備員を配置している。また、消防署協力のもと、防火・防災訓練を年に１度開催している。AEDは主要箇所に設置を行っている。非常時対応ポケットマニュアルを作成し、新入生対象にメールで配信を行い、大学学生課の配布物コーナーへ配備している。	適切な危機管理対策の実施について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2025年度通年	2025年度通年	2026年度
10.(1).1.3.予算編成及び予算執行を適切に行っているか。					
		評価の視点１：予算執行プロセスの明確性及び透明性			
		・内部統制等	予算編成については、臨時理事会で決定した予算編成方針に基づき、事務部長会議を経て、課長会議において周知され、事務部長から大学の全教職員に周知される。予算要求は予算年度の事業計画とともに提出され、まず、所轄部署である総務課長と事務部長で点検を行う。対前年度から増額もしくは新規要求の項目については、事務部長より要求責任者である学科長等へ確認を行い、予算化の可否を判断する。事務部長は大学の予算責任者である学長へ説明し、意見を求め、提出期日までに本部経理課へ提出する。 予算要求については、担当理事及び事務局長、経理課長からヒアリングが行われ、最終的に経理課長と事務部長の間で調整を図り、予算案が３月の定期理事会に提出される。定期理事会で審議、定例評議員会で意見聴聞がなされ、再び理事会での審議を経て承認される。承認された予算は迅速に大学に示され、総務課より各部署に通達される。 予算編成と異なる予算執行をする場合は、発議書によって承認を求めなければならない。提出された発議書は順次検討され、大学教学関係では学長、大学事務部では事務部長、学院では事務局長、以上３部門すべての最終的承認が必要となる。 予算執行にあたっては、10万円以上の支出は、発議により執行申請がなされ、承認されたものが適切に執行される。また、科目を変更する場合も発議で承認を求めることにより、安易な支出がなされないように管理し、公認会計士監査や監査室監査を通して検証されている。	予算執行プロセスの明確性及び透明性における内部統制について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定	予算執行の効果は、決算と事業報告書により理事会にて検証される。事業報告の内容に事業計画との齟齬がないか、また、どの程度執行できたかの達成状況を判定し、理事会に提出している。	事業報告書は、大学運営会議にて事業報告の内容と事業計画との齟齬がないか、達成状況を判定し、理事会に提出していることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
10.(1).1.4.法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。					
		評価の視点１：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置			
		・職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用	職員の採用については、「教職員採用に関する内規」、昇任については、「事務職員資格規程」の規程がそれぞれあり、人事異動や配置についても事務局人事委員会での協議に基づき運用されている。	職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備	職員体制の整備についても、事務局人事委員会及び事務部長会議での協議のもと、キャリアアップの研修計画を立て、業務の多様化及び専門化への対応を図り、メディア基盤整備、IR等特に専門的知識を要する職員も専門家の採用や研修等により配置できる体制としている。	業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）	運営において中核を担う運営会議には事務部長が構成員として、また、事務次長は陪席者として出席し、重要事項の決定に関わっている。教員と職員の連携については、各種委員会や教授会等の会議に事務役職者が出席または陪席している。特に委員会においては、構成員として意見を述べ、審議に参加している。	教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
		・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善	職員は、法人の運営方針や事務局の運営方針に基づき定められた各部及び各課の方針に沿って、各人が目標設定シートにより目標を立て、年３回の自己評価(目標・手段・達成手段・達成度)と所属長との面談（目標面談、中間面談、育成面談）を実施している。人事評価制度については、「事務職員人事考課規程」等関連規程により2022年度にトライアル期間として実施し、2023年度から本格的に導入している。	人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2025年度通年	2025年度通年	2026年度
10.(1).1.5.大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。				
	評価の視点１：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の組織的な実施	職員のSDは、時代の要請及び職能開発の重要性に鑑み、「事務職員研修規程」により、研修委員会が研修計画(人材教育プログラム)を作成し、事務部長会議において内容や参加者の推薦等協議し、職位別研修・目的別研修・外部研修・新任研修等を実施している。 目的別研修では、職場内のコミュニケーションを円滑にし、業務知識および専門知識の共有を図ることを目的に課内研修を年間１回以上実施することを定めており、その内１回以上は、他部署から参加可能とするオープン参加型課内研修を実施している。 研修後は、報告会を行い、他の職員に対しても共有している。また、教員、職員双方が参加する研修として、ハラスメント防止のための研修、障がいを抱える学生への支援に関する研修を定期的に実施している。	大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の組織的な実施について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
10.(1).1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
	評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	事業計画を作成し明確な目標を定め、事業報告によりABC評価を行うことで適切に点検・評価を行っている。事業計画及び事業報告は連合教授会でも報告し、定期法人評議員会の意見を聴聞し、定例理事会で承認されている。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	評価の視点２：監査プロセスの適切性	監事により、事業計画に基づいたヒアリングが学長、副学長に対して行われている。 会計に関しては、学校会計基準に基づき、公認会計士監査が、個人研究費および科研費関しては、規程に基づき監査室による監査が定期的に行われている。	監査プロセスの適切性について確認し、点検した。 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	評価の視点３：点検・評価結果に基づく改善・向上	監査により指摘がなされた項目については、改善計画を提出し適正な運営に努めている。また、自己点検・評価や学生アンケートの結果として改善を要する事項は、運営会議において問題が共有され、大学運営の向上にむけた改善計画が審議されている。	点検・評価結果に基づく改善・向上について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
第10章　大学運営・財務(２)財務				
10.(2).1.現状説明				
10.(2).1.1.教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。				
	評価の視点１：短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定	第二期中期計画および事業計画において、安定した教育研究活動を維持するための計画を定めているが、2025年度以降の短期大学部募集停止が決定した。	短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定について確認し点検した。	該当なし
	評価の視点２：当該短期大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定	事業活動収支差額が支出超過に陥らないように予算および支出を管理する。	当該短期大学部の財務関係比率に関する指標又は目標の設定について確認し、点検した。	該当なし
10.(2).1.2.教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。				
	評価の視点１：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）	短期大学部の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために中期計画に基づき毎年度事業計画作成している。事業計画に基づいた予算編成を行い、人件費、教育研究費、管理経費の必要性や教育効果を点検しながら適切な支出を管理することで財務基盤を確保している。減少した入学者数を回復することにより収入の増加を目指していたが、2023年12月開催された臨時理事会において、2025年度以降の短期大学部募集停止が決定した。	短期大学部の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）について確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	評価の視点２：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み	事業活動収支の均衡を見据えつつ、将来の教育研究活動のための将来計画引当特定資産など積み立てを行っている。	教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みについて確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。
	評価の視点３：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等	外部資金の獲得に努めており、科研費採択のために、申請希望者を対象に研修会等の支援を行っている。 資産運用については、本学資産運用規程に基づき、委員会で審議の上運用銘柄の選定を行い、毎年度策定している運用方針に沿って安全性に十分配慮して進めている。	科研費に関しては申請者数が少ないことが課題であることを確認し、点検した。	短期大学部の終了まで現在の体制を保持する。